

## 平成29年第1回幸田町議会定例会会議録（第4号）

---

### 議事日程

平成29年3月10日（金曜日）午前9時00分開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 第2号議案 幸田町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について  
第3号議案 幸田町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について  
第4号議案 幸田町税条例等の一部改正について  
第5号議案 幸田町障害者地域活動支援センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について  
第6号議案 幸田町地域包括支援センターの設置及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について  
第7号議案 幸田町指定地域密着型サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正について  
第8号議案 幸田町地区計画の区域内における建築物制限条例の一部改正について  
第9号議案 字の区域の変更について  
第10号議案 町道路線の認定及び廃止について  
第17号議案 平成29年度幸田町一般会計予算  
第18号議案 平成29年度幸田町土地取得特別会計予算  
第19号議案 平成29年度幸田町国民健康保険特別会計予算  
第20号議案 平成29年度幸田町後期高齢者医療特別会計予算  
第21号議案 平成29年度幸田町介護保険特別会計予算  
第22号議案 平成29年度幸田町幸田駅前土地区画整理事業特別会計予算  
第23号議案 平成29年度幸田町農業集落排水事業特別会計予算  
第24号議案 平成29年度幸田町下水道事業特別会計予算  
第25号議案 平成29年度幸田町水道事業会計予算
- 

本日の会議に付した案件

議事日程のとおり

---

### 出席議員（16名）

- |            |           |            |
|------------|-----------|------------|
| 1番 足立初雄君   | 2番 伊與田伸吾君 | 3番 稲吉照夫君   |
| 4番 鈴木重一君   | 5番 杉浦あきら君 | 6番 志賀恒男君   |
| 7番 鈴木雅史君   | 8番 中根久治君  | 9番 酒向弘康君   |
| 10番 大嶽弘君   | 11番 池田久男君 | 12番 笹野康男君  |
| 13番 丸山千代子君 | 14番 伊藤宗次君 | 15番 水野千代子君 |
| 16番 浅井武光君  |           |            |

欠席議員（0名）

---

地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名

町長	大須賀一誠君	副町長	成瀬敦君
教育長	小野伸之君	企画部長	桐戸博康君
総務部長	山本富雄君	住民こども部長	山本茂樹君
健康福祉部長	大澤正君	環境経済部長	伊澤正美君
建設部長	近藤学君	教育部長	小野浩史君
消防長	壁谷弘志君	企業立地監 兼企業立地課長	志賀幸弘君
総務部次長兼 総務課長	都築幹浩君	住民こども部次長兼 こども課長	志賀光浩君
健康福祉部次長 兼福祉課長	山下明美君	健康福祉部次長 兼健康課長	藪田芳秀君
環境経済部次長兼 産業振興課長	鳥居栄一君	建設部次長兼 区画整理課長	伊澤勝一君
教育部次長兼 学校教育課長	羽根淵闘志君	消防次長兼 消防署長	長坂好雄君
会計管理者兼 出納室長	林敏幸君		

---

職務のため議場に出席した議会事務局職氏名

事務局長 牧野洋司君

---

○議長（浅井武光君） 皆さん、おはようございます。

早朝よりの御審議、御苦労さまです。

ただいまの出席議員は16名であります。定足数に達しておりますから、これより本日の会議を開きます。

開議 午前 9時00分

○議長（浅井武光君） 本日、説明のために出席を求めた理事者は21名であります。

議事日程は、お手元に印刷配付のとおりでありますから、御了承願います。

---

#### 日程第1

○議長（浅井武光君） 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

会議規則第127条の規定により、本日の会議録署名議員を、8番 中根久治君、9番 酒向弘康君の御両名を指名いたします。

---

#### 日程第2

○議長（浅井武光君） 日程第2、第2号議案から第10号議案までの9件と第17号議案から第25号議案までの9件を一括議題といたします。

説明は終わっておりますので、これより質疑を行います。

質疑の方法は、議案番号順に従い、通告順といたします。

発言は、会議規則第55条及び第56条の規定により、1議題につき、15分以内とし、質疑の回数制限は行いません。

理事者の答弁時間の制限はありませんが、議員の発言時間制限に鑑み、簡明なる答弁をお願いします。

ここで、健康福祉部長から発言の申し出がありましたので、発言を許します。

健康福祉部長。

〔健康福祉部長 大澤 正君 登壇〕

○健康福祉部長（大澤 正君） 議長のお許しをいただきましたので、訂正の発言をさせていただきます。

昨日の第6号議案 幸田町包括支援センターの設置及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についての質疑におきまして、丸山議員の御質問に対し、介護支援専門員の、ケアマネジャーでございますけれども、資格を国家資格と御答弁いたしましたけれども、正しくは都道府県が認定する資格で公的資格に属する資格となりますので、訂正をお願いいたしたいと思っております。おわび申し上げまして、よろしくお願ひしたいと思っております。

以上でございます。

〔健康福祉部長 大澤 正君 降壇〕

○議長（浅井武光君） 3月9日の本会議で第17号議案の途中までの質疑は終わっております。よって、本日は第17号議案に係る質疑から行います。

8番、中根久治君の質疑を許します。

○8番（中根久治君） おはようございます。

議案番号17の島原藩主深溝松平墓所保存整備事業についてをお聞きします。初めに、整備事業の概要についてお聞きしたいと思っております。特に来年度の保存整備箇所とその整備に至る要因、目的、なぜ、何のためというところをお聞きしたいと思っております。お願いをします。

○議長（浅井武光君） 教育部長。

○教育部長（小野浩史君） 次年度お願いをいたします深溝松平家の墓所の整備事業の関係でございますけれども、実施をさせていただきたいと今考えておりますのは、東の御廟所の土塀・石垣の測量の調査でございます。実は、これは3カ年で順次やっていくということで、27年度から実施をしております、27、28、29の最終の年度という形になるものであります。行う中身を簡単に申しますと、廟所内に面する側面と平面、これは上から見た形になるわけですが、現状どういうふうな形で土塀と石垣が崩れていたり、どんな形になっているかということの測量をして図面化するという作業であります。こうした現状を把握することによって、整備のための基礎資料とするとともに、整備後に整備以前の状況をお伝えしようとするという目的をもって、29年度実施をさせていただきたいと考えております。

○議長（浅井武光君） 8番、中根君。

○8番（中根久治君） 土塀の整備調査ということだそうであります。私も偶然その調査をしているところに一度出くわしましたけれども、3月の6日の一般質問でもお聞きしま

したけれども、墓所保存整備は重要な課題だと思っております。多額の予算を必要としますので、土塀の崩落の原因について6日に質問しましたように、何らかの疑義のないようにきちんとお願いしたいというふうに思っております。一般質問での答弁では、本光寺、深溝松平墓所の土塀の崩落は三河地震が大きな要因の一つと考えるとの立場でありました。パブリックコメントを見ても同じような答弁をされております。これを統一見解ともしするならば、保存管理計画書の57ページに深溝松平墓所と災害略史という項目がありまして、そのこのところに文章と写真できちんと説明がされております。この文章内容と先日答弁いただいた土塀の崩落は三河地震が大きな要因であるという答弁とは大きな食い違いがございますので、どちらが正しいのか。答弁と保存管理計画書のどちらが正しいのかということについて、わかるように丁寧に説明をいただきたいと思っておりますのでお願いをします。

○議長（浅井武光君） 教育部長。

○教育部長（小野浩史君） 一般質問の際にもお答えいたしました、明確に主な土塀の崩落の原因が、三河地震が一番大きな要因であったということ、それから、それ以前からありました自然風化によるものと、それ以降に20年のときの台風も含めて自然災害によるものだという御答弁させていただいたものにかわるものではございません。今、管理計画の57ページに略史があるということで、この引用の部分との違いをという御指摘でございますが、今ちょっとこの中身がどのような形でということがあるわけでありまして、見解につきましては統一見解といたすものではなく、現状はこういうことであるという認識でいるということの御理解をお願いできたらというふうに思っております。

○議長（浅井武光君） 8番、中根君。

○8番（中根久治君） 今回のこの保存整備事業というのは、当然この管理保存計画に基づいて行われていくものでありますから、そのベースになるべき大きな計画書だと思っておりますね。その57ページについて、ちょっと私のほうからその部分を説明させていただくと、2つの写真がここでは参考に使っております。1つ目の写真ではこういうことが書いてあります。三河地震で破損する前、昭和10年の時代の築地。三河地震で破損する前の築地と書いてあります。例の東御廟所の写真が載せてあります。そのすぐ右側に、三河地震で破損した築地というふうに書いてあります。本文もそのようにうたっておりますので、要するに三河地震が崩落の要因の一つであるということはどこにも書いてないですね。これがその御廟所の管理計画に載っている一番の基本のベースですので、これと6日の答弁との違いについてお聞きしているわけでありまして、お願いをします。

○議長（浅井武光君） 教育部長。

○教育部長（小野浩史君） 今私も確認をいたしまして、写真の引用文につきましては、三河地震で破損した築地というふうに書いてあります。これもこの前もお話をいたしました、もとはその住職等からの聞き取りというようなことで、私どもの印刷物はそうした表記が多く載っているということでございますけれども、三河地震などによる影響ということになると思うわけでありまして、こうした写真のキャプションなどの表現の仕方として三河地震で破損したというような表記をしているというのが事実でありま

すけれども、意味合いとしてはそうした意味合いが含まれているということを含めての御理解をいただけたらというふうに思っております。

○議長（浅井武光君） 8番、中根君。

○8番（中根久治君） そういうふうに解釈したいんですけれども、この文章を読んでいく中で、そういう意味合いに解釈できない。その部分がこの文章の一番のきちんと固まった表現かなと思っているんですよね。そういうふうに三河地震などというその一言が入っていれば、そういう意味合いに解釈ができるのですが、きちんと断定した文章ですよ。そうでしょ。なぜそれを断定したのかという部分が今回の答弁との違いです。その違いについて再度お聞きします。

○議長（浅井武光君） 教育部長。

○教育部長（小野浩史君） 史実に基づいてということにおいて、こうした検証をしていきながら、発行物等についても引用していくというのは大事だと思いますが、手がかりがこの前も言いましたように、写真とそれから書かれたような書物等がないということにおいて、いわゆる聞き取り調査という手法しかなかったというようなことから、今私どもがこうした経過を踏まえる中の成果の表記としては、聞き取りをさせていただいた内容において、この三河地震において主にこの築地塀等が崩落したというようなことをもって引用させていただいております。ですから、本当にいろいろな諸説があると思えますけれども、今の現状において私どもが行わせていただいている表記ということで御理解をいただきたいというふうに思っています。

○議長（浅井武光君） 8番、中根君。

○8番（中根久治君） 質問をしたのはどう質問をしたかということ、保存管理計画書と今回の答弁とどちらが正しいのかという質問をしたので、まずそちらの答えをいただきたいと思えます。

○議長（浅井武光君） 教育部長。

○教育部長（小野浩史君） どちらかという表記の違いは目に見えてはっきりとこういうふう書いてありますので、これを見られた方は、これが一つの考え方が表記してあるものという認識をされるのは理解をしておりますけれども、私どもがあくまでも過去の経過を聞いて表記したということにもつながるということにもなりますので、先ほど言いましたこれまでの経過を踏まえた形での崩落だというふうには認識をしておりますけれども、どちらが正しいかといっても両方の大意は同意であるというふうに考えております。

○議長（浅井武光君） 8番、中根君。

○8番（中根久治君） 質問の答弁はストレートにいただきたいんですけれども、まさに2つのことの大きな意味の違いがあるんですよね、書いてあることとお話をされたこととは。その辺の認識に基づいて、書いてあることは三河地震で致命的な崩落が起きたと、文章がありますね、全文があります。それを受けてのこの写真なんですよ。ということは、これは明らかに三河地震が起きる前、昭和9年の写真、これは三河地震が起きたときの写真ときちんとうたってあるわけですから、そういうふうにこの文章はなっております。答弁はそうじゃない。その答弁との違いについてお聞きをしておりますので、後

ほどの聞き取り云々はその後お聞き済ますから、まずストレートにお答えをいただきたいと思っております。

○議長（浅井武光君） 教育部長。

○教育部長（小野浩史君） どちらが正解かということは、現実、本当にこの三河地震が起きたときに誰も見ていなかった部分があるということでもありますし、私どももこれまでの経過でいろいろな方々の研究もあるわけでもありますけれども、載させていただく根拠としては三河地震が一番大きな影響を与えた地震だという意味でのこうした写真掲載でございます。

○議長（浅井武光君） 8番、中根君。

○8番（中根久治君） おっしゃることは前からずっと同じことを言われますが、ですから、文章に載せた表現とこの前の答弁とは違うわけでしょう。その違いについてどちらが正しいかということをお聞きしているわけですので、これはどちらが正しいと言わざるを得ないと思うのですが、そこのところを曖昧にできる話ではないと思っておりますのでお願いいたします。

○議長（浅井武光君） 教育部長。

○教育部長（小野浩史君） どちらも正解、不正解、丸ペケというようなものではないというふうに私は認識をしています。私どもがとり得る考え方の整理というものは、何も正確なもの資料がないという部分の中において、一番管理を旧来からしている本光寺さんがおっしゃる三河地震において一番この崩落があったということに基づいて、こうした関係する書物等に引用をしているということでございます。どちらが丸かペケかとおっしゃられるのは非常に難しいわけでもありますけれども、全てが三河地震で崩壊したものと特定するものではないというふうには思っております。

○議長（浅井武光君） 8番、中根君。

○8番（中根久治君） どちらが正しいかというのは、答えるのはそれはとても無理がありますよね。実際に私もそう思うのですが、なぜ無理があるかということ、実はどちらも正しくないからなんです。どちらかが正しければ答えは簡単なのですが、どちらも正しくないから答えられないというのが現実の問題です。土塀崩落というのは、やはりその要因は長年の雨や風によるものなんです。これなんです。三河地震に限定することじゃないんです。限定しようとするから無理があるし、大ざっぱに言おうとするからこの文章とのそごが出てくる、そこなんです。その部分をきちんと押さえていただきたいと思っておりますし、部長の答弁もそのような表現をされましたので、それでいいかなと思うのですが、教育委員会がこの土塀が三河地震によって崩落したとする唯一のよりどころというのは、先ほども答弁がありましたし、昨日の一般質問でも聞いたように、74歳ほどになる高齢になられた本光寺の住職の幼年期、4歳半のときの記憶を聞き取った。この情報が唯一のことです。ほかにないんです。三河地震で崩落した、また崩落したらしいというのは、それしかない。要するに、74歳ほどになられた方の4歳半、幼稚園でいけば年少さんのときの記憶、それしかない。それを唯一のよりどころとされているんですね。加えて、前も言いましたが、本光寺さんは本光寺と三河地震の関係については一言も発表されておられません。これは教育委員会だけが発表してるんですね。そ

れを教育委員会が一方的なよりどころとしていることは、これは本人の承諾を得ていますか。そのこのところについて、まずお聞きします。

○議長（浅井武光君） 教育部長。

○教育部長（小野浩史君） 承諾の有無につきましては、ちょっと確認をしておりません。

確かにその当時の年齢でいきますと4歳半ということでありますけれども、お話を伺いましたのは本光寺の現住職の悦章氏副住職ということでありますけれども、その住職の幼少期の記憶だけではなくて、現御住職の兄で当時12歳の方や先代の住職、御近所の高齢者から聞いたお話もその中には含まれているというようには聞いております。ただ、そのとき教育委員会がそうしたお話がそうした経過をあらわすものであるかどうか、語っていいかどうかにつきましての承諾まで得たかどうかは今定かではございません。

○議長（浅井武光君） 8番、中根君。

○8番（中根久治君） この表現が幸田町の保存整備計画事業として予算をつけて、これは国家予算も投入されたような形の中で行われていくと。そのよりどころがこれなんだと、ほかにない。これではいかにもベースとなる部分が弱いのではないかなど。要するに、一個人からの聞き取りが唯一のよりどころであると、そうでしょ。それが三河地震崩落説だというのですが、そういうことでいろいろな事業が進められていいのかと。一個人の責任なんですよ、これね。そうでしょ。違っていたら、あんたが言ってるのが違っていたらということになってしまいます。幸田町教育委員会の責任じゃないと、その部分が問題だと思えるのですが、これは個人の人格にも影響するような問題だと思っておりますので、承諾も得ていない、教育委員会はこれを唯一のよりどころとさせていただいておりますという承諾も得ていないというような状態でのこういった表現について、本当にこれでいいのかどうかについて、教育長さんはどのようにお考えかと、ちょっと申しわけないですけど。

○議長（浅井武光君） 教育長。

○教育長（小野伸之君） この問題につきまして、承諾を得てないということは問題だと思いますので、確認をしていきたいと思っております。さらに、部長が答弁しておりますように、私どもがさかのぼって調査できないところの書き方がいろいろな書き方があるという指摘だと思います。そこに「など」が入ったり入らなかったりということで、これはやっぱり曖昧なので、これから気をつけていきたいということを思っております。私も若干これについて調べたのですが、平成25年の3月に瑞雲山本光寺文化財調査総合報告と、これは教育委員会が出した最初の厚い書物ですが、これの第4章第3節は、今も委嘱して整備計画の顔を出して意見をいただいている東大の藤井恵介先生など何人かの方が執筆された部分ですが、そこには和尚さんのお言葉というわけではなくて、崩落の石垣それから下の石の並び方などを見て、どの時点でこれが修復されたかある程度書いてあるわけです。ですから、和尚さんの証言だけとは思いませんが、ただ私も、じゃあ、これが正しいかという、自分の中にはそれを証明する知識もありませんし、材料もありません。どちらが正しいか、ここで私が申し上げるわけにはいきませんが、私たちが教育委員会として委嘱した有識者が出された結論について、ここで翻すわけにはいきませんので、まだまだこれは調査をしていかなければいけないと思っております。

○議長（浅井武光君） 8番、中根君。

○8番（中根久治君） 教育委員会の見解がまとまってないというのは、この前の一般質問の中でも明らかなことだというふうには私は思っておりますが、やはりこの問題については教育委員会としてそんなに意地を張らずに素直にやっぱり修正すべき問題だろうと。もう本当に先ほど答弁があったように、あの築地塀はそれは三河地震によるものと限定しない。三河地震とも言われているぐらいのそういう流しでいかないと、ここの部分はきちんと余りにも、今教育長さんから御紹介があった総合報告の中にもきちんと断定してますよね。そういう部分が起きてくる。だから、それはまずい話だろうと。わからないところはぼかしていくというのが日本人の一番の知恵ですから、それを活用しないであくまでもこれを限定するんだというふうにいけば、それはどこかでまたいろいろところで追及されます。まさにこれは悪魔の証明に近いものになってきてしまうわけですから、そういうことにされないように一度どこかで、今やるべきことだと私は思っておりますので、今修正すべきだと。私は文言を修正すべきだと。そうしないと、今いろいろな形で、先日も紹介しましたが、インターネットで拡散しておりますよね、この話はね。もう大事件ですよ、本当。あれが三河地震でつぶれた塀だ、いっぱいどんどん出てます。そうじゃないんだと。らしいぐらいにしておかないと、これはまずいので、教育委員会がこの機会を捉えて、今まで使ってきた表現、総合計画もそうですし、今回の計画もそうですが、あと2つぐらいありますか。そういったものについては、それらしいという表現に改めていくべきだろうと私は思いますが、その点についてお願いをします。

○議長（浅井武光君） 教育部長。

○教育部長（小野浩史君） こうして既に発刊をさせていただいた部分の表記において、史実、事実と異なる見解をお持ちであるということで、今回の御質問を頂戴いたしましたというふうに思っております。いろいろな諸説があって本当にいいと思っておりますし、本当に正解はどれなのかということの答えも、まだ本当にいろいろな情報がほかにあるのかもしれない。また、先ほど保存管理計画をつくる際の委員会の委員の中にも本光寺の住職も入ってみえますので、この管理計画そのものをつくるときには一緒に参画をしていただいていたということで、それで略史の中の表記があるわけでありましたが、それを承諾を得たか得ないかということは別にしても、一緒に参画をしていただいていた中でこうした発刊であったという経過も一つは踏まえていくべきだというふうには思っております。今後そうしたことで改めていくかということにつきましては、本当に改めるべきは改める部分があると思いますが、どうした形がいいのかにつきましては、さらにまた検討させていただきたいと思っております。

○議長（浅井武光君） 8番、中根君。

○8番（中根久治君） やはり、ちょっと今答弁をお聞きしまして、随分無責任だなというふうには私は率直に思います。なぜかという、これは教育委員会発行の文章ですよ。そうでしょ。書籍はそうなんです。総合計画もそうです。これは教育委員会が自分で責任を持って発行しているんですよ。ですから、書いたことは教育委員会が責任を持たないとあかんし、きちんとその説明ができないとあかんですよ。ですから、書いたことと言っていることが違っていたでは、それは教育委員会としてはおかしいのではないかと

というのが私の考え方ですね。これは難しい部分ですから、もう少しそのところは原点に戻して、わからなかったらわからないのままでいけばいいですよ。それを本光寺の住職も編集委員に入ってますというのも、会議ではいつも代理が出てるわけですから、それは間違ってます。では、ちゃんと本光寺住職がきちんとそのことを認めてこうなんだと。しかも、それは本光寺が言っているだけではなくて、教育委員会もそれを検証して、確かにそうだ、言うとおりに間違いないという科学的な検証がされてこそ本物になりますから、余りにも時期が早かったと思いますので、今は修正してほしいと私は願っておりますので、その点についてお伺いしたいと思います。

○議長（浅井武光君） 教育部長。

○教育部長（小野浩史君） 本当に教育委員会としての責任ということは本当におっしゃるとおり、こうした発刊をしたという事実からすれば、いろいろな考え方の相違についての御意見を頂戴してももっともであろうと思いますし、何度も言いますがけれども本当の正解というものがあるかどうかについてもそうなんであると思いますけれども、いろいろな論議が重なっていて史実が明確になってくるということでもあろうと思っています。現状の認識についてはこれまでも申しましたように、あくまでも特定をするものではないというふうには思いますけれども、そうした表記あるいは考え方をお示しする際に御留意いただく面につきましては、今御提言を頂戴いたしましたので、またそうした面を今後においても生かさせていただきたいなというふうに思っております。

○議長（浅井武光君） 中根委員、もう残り1分しかありませんから。

8番、中根君。

○8番（中根久治君） きょう用意した質問の3分の1ほどしかできませんでしたので、また後ほどにしたいと思いますが、よろしくお願いをします。

以上です。

○議長（浅井武光君） 8番、中根久治君の質問は終わりました。

次に、13番、丸山千代子君の質疑を許します。

13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 平成29年度の一般会計予算につきましては、相見駅建設時に次ぐ過去2番目の予算編成ということですが、その主な要因はふるさと納税のさらなる増額を目指すという取り組みの中で、13億のふるさと納税を盛り込んだと。このことですが、ふるさと納税につきましては議会でも問題になりましたけれども、総務省がふるさと納税の寄附を集めようとして加熱する返礼品に不適切な例があるというようなことで、返礼品の加熱に政府がメスを入れたいというようなことも報道されておりますし、また県知事におきましても、趣旨が逸脱をしているというような知事批判の記事も載っております。やはり、このふるさと納税に頼っていくというのは、これは着実な税増収にはつながらないということは、これは質疑の中でも明らかになってきたところではないかというふうに思っております。そういう点で、幸田町の税条例の一部改正でも議論となりましたけれども、私はやはりこうしたふるさと納税に頼るのではなくて、法人町民税の制限税率の引き上げ、これをしながらやはり大企業には応分の負担を課すべきではないかと。この点について、再度見解を求めるものであります。

次に、2つ目といたしまして、大学病院等への財政支援、これも新聞報道がございました。2月24日に岡崎に救急対応病院建設へということで、藤田保健衛生大学病院が2020年の4月に開院予定ということで、総事業費が200億円、これをそのうちの50億円を岡崎市と幸田町が上限に補助をするという内容が載っておりました。そこでお聞きをするわけでありますが、この藤田保健衛生大学病院につきましては、常任委員会の中でも説明がございましたが、救急対応に対して幸田町としても負担をしていかなければならないというようなことを言われていたわけでありますが、この50億円という額、これにつきましてはどのようにして決まったのかということでございます。平成29年度で2億円の基金を積まれるわけでありまして、そうした必要な医療施設ということでそれはそれとしていいわけでありまして、しかしながら、この建設に当たっては緊急な入院や手術に対応できる病院が不足しているという報道もされながら、この分も出していかなければならないのかということでありますが、その点についてこの経過説明をお願いしたいと思います。

○議長（浅井武光君） 総務部長。

○総務部長（山本富雄君） まず、初めのふるさと納税のさらなる増額を目指すのは、着実な税収増につながらないのではないのかという御質問に対する、まず答弁からさせていただきます。

平成28年度末の寄附額は補正予算でお示しいたしました10億円と見込んでおり、大変好調であったということでございます。また、平成29年度につきましては寄附サイトを追加、現在は楽天1社で行っているものを、ふるさとチョイス、こういったところも追加していきたいというふうに考えており、それによりまして寄附者の増加を見込み、当初予算では13億円とさせていただき、さらなる推進を図るというものでございます。しかし、議員が御指摘のとおり、着実な税収増となる補償はない上、高市総務大臣の記者会見等では、金券や換金性の高い返礼品、また地域との関係が薄いものや返戻割合の上限など指導していく旨のコメントが出されており、不確定な要素が多いという状況であると思っております。また、ふるさと納税の制度上、この不交付団体は特に町民が他団体に寄附すると税額控除により、町の税収など財源は減少していくというものでございます。この税収の落ち込みを補填するためにも、また町内地場産業の活性化にも貢献できるということから、この制度が続く限りこの制度をうまく活用していきたいというふうには考えております。

法人町民税の制限税率の引き上げにつきましては、昨日も御説明させていただいたとおりでございますが、本町は将来に向けた持続可能な財政運営に向け、企業誘致それから企業留置によります安定財源の確保に最大限努力をしているという状況でありますので、現時点では超過税率を採用することは考えておりませんので、よろしく願いいたします。

○議長（浅井武光君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（大澤 正君） 藤田大学病院の誘致の件でございます。新聞報道の中でも50億というような数字が出されているということで、その関係の御質問でございます。もともと岡崎・幸田の中は医療圏域でいきますと西三河南部東圏域、こういうふうにな

るわけですが、この圏域の中での救急医療の必要性についてでございます。岡崎市民病院が主な救急の受け入れということで、3次救急病院でありながら救急搬送される岡崎・幸田の中の27年度の事業でございますが、9,651件の救急搬送のうち63%を岡崎市民病院が受けているという状況でございます。幸田におきましても、27年749件の救急搬送がその中ございまして、幸田の中でいっても1,313件の救急搬送のうち749件、57%が岡崎市民病院に搬送されていると、このような状況の中で岡崎市医師会からの働きもありまして、岡崎市において2次救急病院を誘致するという動きがあり、藤田大学病院という形で動いてきているのが現状でございます。岡崎につきましては、区画整理の中に用地を準備をして誘致をするということを決めた中で、平成28年には大学病院の建設に関する支援方針という形で西三河の南部東圏域の救急医療体制を促進するというもので、50億円の補助と幸田町もそれに加わっていくということを決めていったわけでございます。50億円の算出基礎ということでございますけれども、実際に病院ができていないわけではありませんで、岡崎市民病院における救急で搬送された方の入院率等の数字が43%だという数字が出ております。それから、これは国のほうの普通交付税の算定に係る算出の基礎をもとに数字を出してきたわけですが、入院定員1人当たりの床面積が81平方メートル、今回誘致する大学病院が400床、そのうち国の先ほど言った交付税措置の算出単価が1平方メートル当たり36万円というような数字がありまして、この400床と81平方メートルそれから1平方メートル当たり36万円というのを掛け、それから救急患者で搬送された場合の入院数を43%乗じて得た額が50億円という数字が出ているわけでございます。これを幸田町と岡崎でどのように負担するかということについては、今後、29年度の中でどういう基礎数字でもって負担するかについては決定をしていく予定でございます。

○議長（浅井武光君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 法人町民税の制限税率までの引き上げにつきましては、やる気がないというような答弁であります。しかしながら、やはり法人町民税の制限税率の引き上げは幸田町の税収増に確実につながるということを主張したいと思っております。

次に、病院への財政支援、これにつきましては50億円というのを言われましたけれども、しかしながら前に聞いた金額は全然違うんですね、桁が。桁が全く違う中で、この50億円というのはひとり歩きするのではないかという危惧をするわけでありまして、人口割り等で考えますと50億円の10分の1とすれば、幸田町にとっては5億円は確実に出さなければならないというようなことが懸念をされるわけでありまして、前には3,000万円ほどの負担というようなことをたしか聞いたかというふうに思いますが、あのときのことはまだ全然具体的になっていなかったわけですので違うかというふうには思いますが、しかしながら、こうした説明が全くなされなかったということは、これは問題ではないかと思うわけでありまして。そういう説明もなく2億円が積まれるというこの説明不足、これはいかがかというふうに思うわけでありまして、平成29年度で話を詰めていくよということではありますが、しかしながら南部東圏域の中におきましては、入院施設等はこれは充足しているというようなことで前々から言われてきた中で、幸田町にとっては十分充足率はあるよということも説明の中でも前にも言われてきておりま

す。そういう点からいえば、この報道は藤田保健衛生大学岡崎医療センターを誘致をしていく、そのための一つの呼び水であったかというふうに懸念がされるものであります。また同時に、この救急医療体制につきましては不足をしているということは、これは明らかにされておりますのでわかるわけではありますが、しかしながら、この救急医療に対する金額の出し方、これはやはり明確にさせていただきたいというふうに思います。

次に、成年後見支援センターと基幹相談支援センターの取り組みについて伺いたいと思います。成年後見支援センターは75万円の予算額で、社会福祉協議会で実施をしていくよというものでありましたが、これは昨日もございましたけれども、この中身につきましては具体的に説明をいただきたいということと、それから基幹相談支援センター、この取り組みでございますが、相談事業も1,080万円上げながら、さらに1,296万円の予算額であります。この相談事業と基幹相談支援センターの取り組みとの違い、これについてもお尋ねしたいと思います。

○議長（浅井武光君） 総務部長。

○総務部長（山本富雄君） 超過税率をすることが税収増に確実につながると、議員がおっしゃるとおり、もちろん超過税率を行えばその分だけの増収になるという部分はあるかとは思いますが、超過税率の採用につきましては企業誘致の足を引っ張る要因の一つにもなってしまう可能性もあると。今、本町としましては安定財源の確保ということで企業誘致を最優先に考えているということでございますので、安定財源ではございませんがふるさと寄附には多くの寄附をいただいております。今目先の財源のための超過税率を課すことは得策ではないというふうに判断をしておりますので、現時点では超過税率については行わないというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（浅井武光君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（大澤 正君） 藤田大学病院の件でございますけれども、この誘致につきましては、当然必要ということで誘致をさせていただきました。先ほど救急搬送の数字等も報告させていただきましたけれども、これにつきましては、やはり2次救急については1号線を渡っていかなければいけない、時間についても前の一般質問のほうでもお答えしたかと思いますが、救急車を20分、それが10分ほど短縮するという点であれば住民の方の生命を守るという点では非常に必要であるということで、誘致のほうも進めさせていただく。そのための条件として一定補助額というものもあったのも事実でございます。誘致することによりまして岡崎南部のほう、特に幸田に接するところに400床の病院が来るという点では、非常に安心して住民の方がお暮らしいただけるというふうに思っております。そのための必要な誘致のための経費として、補助金を町としても負担させていただきたいと思っております。3,000万という数字がどこで出たか私は承知しておりませんが、当初から金額については余りはっきりはしてなかったということがございます。といいますのも、藤田学園のほうで正式に病床計画を出してからでないと全体の金額がわからないという中で、それに備えての準備ということで、町にしてもまだ金額の決まらない中で積み立てをさせていただくというようなことでございます。400床の総全体費用は200億円を超えるというような数字も出てきた中で、ここのところ50億円というのを数字として岡崎市、幸田町も合

わせて数字を出ささせていただいていると、このような状況でございます。算出基礎については先ほど申し上げたとおりの形で、この時点では全体の建設費がしっかりわからないという中で数字ということで、いろいろな数字を使わせていただいたということでございます。ただ、今回、基本的な考えとしては病院の全体の費用ではなくて、救急科に係る部分についての施設費それから機材について補助をするというのが原則でございます。幸田町に影響のある特に2次救急についての影響のある部分についての助成をしていくというのが基本の方向でございますので、そのように御理解をいただければというふうに思います。説明不足については、情報がまだ十分出てなかった中でございまして、議会でも御質問をいただいておりますけれども、今後内容については十分開示をしていきたいと、このように思っております。

あと、次の成年後見支援センターの件でございますけれども、成年後見支援センターにつきましては、認知症や障害者による判断能力が不十分な方やその親族等が安心して暮らすことができるように、生活や財産等の保護を図るため本人の権利を尊重して守るために、成年後見制度を利用するための相談や申立手続に関する助言、普及啓発を行うという目的のセンターでございます。29年度に立ち上げを予定しておりまして、場所については社会福祉協議会、福祉サービスセンター内に設置をいたしまして、8時半から17時15分まで受付というんですか、相談をするという形になります。職員としては2名の、これは専属ではありませんけれども、社会福祉協議会の職員で対応していくというふうに考えているところでございます。社会福祉協議会に町としてセンター事業を委託するというふうに考えております。先ほど基本的な目的のところでも申し上げましたけれども、事業といたしましては、成年後見制度に関する各種の相談ですとか、利用に関する手続の助言・援助、それから制度に関する普及・啓発等を行う。それから、成年後見制度に係る機関・団体等との連携を図る。これは家庭裁判所ですとか弁護士さん、そういう方ということになるわけでございますが、そのような業務を行わせていただくということで75万、初年度の委託料でございますが、主に交通費・事務費という形の部分が40万ぐらいございまして、あと講演会費として4月に開催を設ける予定にしておりますが、講演会費として20万円を計上しているというところでございます。合わせまして75万ということで、初年度につきましては、特に普及・啓発に力を入れていくという形の事業展開を予定しているというところでございます。

あと、次の基幹相談センターの件でございます。内容につきましては、昨日の質問の中でも御答弁いたしましたけれども、障害者地域活動支援センターの中で事業展開をするということで予定をしております。2名のこれについては専従職員を置きまして、委託先としては社会福祉法人の愛恵協会を予定しているものでございます。基幹相談センターということでございまして、業務内容につきましては、総合的・専門的な相談支援の実施、地域の相談支援体制の強化の取り組みというのがセンターとしての大きな役割でございます。あと、相談支援事業として継続して行っていくのが地域移行・地域定着の促進の取り組み、それから権利擁護・虐待防止の取り組みという大きくは4つの事業でございまして、最後に報告しました2つについては相談支援事業という形で相談事業所が行うというのが基幹相談支援センターと相談支援センターの違いになってくる

わけでございます。今回、新規という形で基幹相談支援センターの委託料1,296万円を計上させていただいておりますけれども、これは愛恵協会が今まで障害者地域活動支援センターの中で行っていた相談支援事業を基幹相談支援センターに格上げするために、200万円ほど実は委託料がふえた形で新規事業として委託することになります。相談支援事業所としてなくなってしまうということになります。これは新規に事業参加がございまして、これが具体的には六栗地内にありますひなたという事業所が、これが相談支援事業所として新しく町から委託をするという形で、基幹相談支援センターと相談支援事業所ということで、こちらのほうの支援事業所も1,800万ほどの予算を計上させていただいております。両方合わせて2,300万を超える、障害者の方たちの相談に当たるという形のセンターを2つ立ち上げるという形になるということでございます。

○議長（浅井武光君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 大学病院につきましては、これからかというふうに思いますので、また詳しくお尋ねしたいというふうに思います。

それから成年後見支援センターは、平成29年度は周知ということで準備をする体制づくりということのようでございますが、やはり高齢化がどんどん進んでくるにつれて独居老人もふえてくる中で必要な制度でございますので、充実に向けて取り組んでいただきたいなというふうに思います。

基幹相談支援センターでございますけれども、愛恵協会の相談事業を格上げをすると。さらに、就労B型の事業所であるひなたを相談事業に新たに加えていくということでありますが、この格上げと新たに委託をするいわゆる充実に向けてということでありますが、それに向けた経過というのはどういう中で2カ所の相談事業をやっていくのか。これについて詳しい説明をいただきたいと思います。

次に、北部中学校の施設整備計画についてでございます。前々から問題になっておりました北部中学校の増設計画であります。建設費が高いということで、財政も厳しいそういう中で、安価な増築教室で対応したいということで取り組まれるということをお聞きをいたしました。幸田小学校の増築工事がこの中でございますが、約4億8,500万の金額で校舎の増築が行われましたが、北部中学校につきましては不足する教室等も出されて行われましたが、今回の計画でプレハブ対応、いわゆる軽量鉄骨で増築する計画なのか、それともやはり幸田小学校の校舎増築と同じように鉄筋コンクリート造ということで行うのか、その計画についてお尋ねしたいと思います。

○議長（浅井武光君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（大澤 正君） 成年後見支援センターの充実につきましては、今後、十分社会福祉協議会とも協議を進めながら充実をさせていきたいと、このように思っているところでございます。

それから、基幹相談支援センター等の設置でございますけれども、これは国のほうで障害者の方たちの総合的な相談事業の充実を図るという意味で、基幹相談センターを自治体に設置をし、その中で相談支援事業所をまとめながら全体の障害者の相談支援事業、さらには成年後見制度の利用等々を促進するというような方針の中で置かさせていただ

いているということでございます。したがいまして、大きな市であれば相談支援事業所が幾つかございまして、それを連絡調整して全体の方向を出すというのが、計画をつくるというのが基幹相談支援センターの役割になってくるわけでございます。そういうことで、本町もそういう意味では相談事業所は1カ所でございますけれども、それと基幹相談センターの連携を組みながら、障害者の方たちの相談を含めました施策を推進するというような体制をつくらさせていただくというところで、町としては委託という形で事業を実施させていただくということでございます。

○議長（浅井武光君） 教育部長。

○教育部長（小野浩史君） 北部中学校の増築の関係でございます。28年度で生徒数が450で、一番ピークになるのが平成37年度で約300人ふえる、760人台ということになります。不足する教室があつと8つほど欲しいということでありまして、31年度の4月には、やはり不足が生じてくるということの人口急増対応ということの中で、この1年をかけまして建設準備委員会を8回ほど開いてやってきたわけでありましてけれども、いわゆる限られた北部中学校の校地の敷地の中で、今後もいろいろな部分を考えていく中にありまして、今内部改造をして、その不足する教室をどういうふうに補っていくか。やはり、それでもまだ不足する部分がありまして、現校舎の西側に2階建ての軽量鉄骨で、1階3教室、2階3教室の6教室を今建てていこうという計画で考えております。構造につきましては、軽量鉄骨でということで今進めているところでございます。

○議長（浅井武光君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 基幹相談支援センターの取り組みについてはわかりました。

それから、北部中学校であります、8教室が不足するというので、それに対応するためには中の教室を改造したり、あるいは6教室を増築をして対応していくという計画ということ伺いましたが、私はやはり幸田小学校があのよう鉄筋コンクリート造でつくってきて対応してくるという中で、なぜ中学校が軽量鉄骨なのかというそうした保護者の声も聞かれるわけでありまして、そうした点について十分調査もしながらやっぱり対応していただきたいというふうに思います。

次に、福祉避難所についてであります。2カ所を福祉避難所として設置をされる取り組みであります、1カ所が12万1,000円、合わせて24万2,000円の予算額であります、これにつきまして初年度でありますので、何かもう少し充実をすべき内容ではないかなというふうに思うのですが、初年度でありますので食料費と簡易トイレだけでいいのかというふうに思うのですが、この点についてはどのような整備計画をもって福祉避難所として設置をしていくおつもりなのか伺いたいと思います。

○議長（浅井武光君） 教育部長。

○教育部長（小野浩史君） 今後の考え方につきまして、中央小学校の例も挙げていただきました。また保護者の声、それから建設準備委員会からも要望書という形で、子どもたちの環境の影響をよく考えて整備をしてほしいという御要望もいただいておりますので行っていきたいと思いますが、しかしながらいろいろな部分のこともありまして、また29年度は実施設計を組んでいくということで、さまざまな部分で検討も加えられる部分については考えてまいりたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思いま

す。

○議長（浅井武光君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（大澤 正君） 避難所の必要な需品等でございます。健康福祉部関係では、障害者地域福祉センターとそれから老人福祉センター、これを2つの福祉避難所として整備をしていくということでございます。今回予定しておりますのが、食料といたしまして玄米粥でございますが、100食を用意しております。それから、避難所用の簡易トイレとそれからパーソナルテント、外部でとかトイレが外になるということ、水の環境がライフラインが落ちた場合ということでもありますので、外でやっていただく場合のトイレ用テントという形でセットで購入させていただく。それぞれ100食、1セットを2つの施設に置かさせていただくということでございます。もちろんこれが全て満足されるかということについてはまだこれからの研究ということになるわけでございますが、当面福祉避難所として名前が上がってくる以上は、最低のものはまず29年度で整備をさせていただきまして、今後必要なそれぞれの備品それから施設の整備を含めまして、今後内容については検討していきたいと、このように思っているところでございます。

○議長（浅井武光君） 13番、丸山千代子君の質疑は終わりました。

ここで、途中ではありますけれども、10分間の休憩といたします。

休憩 午前10時03分

---

再開 午前10時13分

○議長（浅井武光君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、15番、水野千代子君の質疑を許します。

15番、水野君。

○15番（水野千代子君） 今回は新年度の新規事業などについて質問をしてみたいです。まず、国際化推進事業についてお伺いをいたします。

新規事業といたしまして、高校生のカンボジア派遣事業交付金230万円が計上されております。対象者、人数、個人負担があるかをお聞きをいたします。

○議長（浅井武光君） 企画部長。

○企画部長（桐戸博康君） ただいま対象者と人数、個人負担という問い合わせでございます。対象者につきましては、町内在住の高校生を対象としてございます。予算上の対象人数といたしましては10名以内ということで、10名を予定してございます。それと負担金につきましては、個人負担5万円を予定してございますけれども、生活保護世帯それから非課税世帯、または児童扶養手当受給世帯につきましては、免除という形で考えております。

以上であります。

○議長（浅井武光君） 15番、水野君。

○15番（水野千代子君） 町内在住の高校生を10人ということで、個人負担は5万円あるよということで、また免除する生徒もいるよということでございます。ということは、1人当たり約23万円プラス5万円ということでしょうか。それと、あと

高校生ですので随行者というのはいないのかどうかということをお聞きをいたしたいと思います。それから、例えば対象者を今言われた町内の在住者ということでありまして、その中には中学校のときに中学生の派遣事業で海外へ行かれた生徒も含むというふうで理解してよろしいのでしょうか。これは関係なく公募をしてやるということでもいいのでしょうか。それと、あと公募方法とか選考の最終的な決定というのはいつごろやられるのかということもお聞かせをいただきたいと思います。

○議長（浅井武光君） 企画部長。

○企画部長（桐戸博康君） 予算は、1人当たり23万ということによろしいかということですが、230万の今回予算を計上してございますけれども、随行者3名を予定しております。幸田ライオンズクラブと国際交流協会そして町の三者合同で、実行委員会という形で行うわけなんですけれども、ライオンズクラブで1名、それから国際交流協会で1名、それから町の企画政策の担当1名ということで、230万の内訳としてはその学生10名と随行者3名で13で割った金額が1人当たりにかかる費用という捉え方でよろしいかと思っております。

それから、中学生の海外派遣というのがあったわけなんですけれども、そちらに参加した生徒はというのは、そういった部分については全く関係なしに応募いただければ、面接等の選考をいたしますけれども、何ら拒むものではございません。それと、決定の状況という、この事業の実施時期として答弁させていただきますけれども、おおむね6月の初旬から7月中旬にホームページそして広報、それから各区への回覧等を利用いたしまして募集をかけます。そして、7月の期末テストが終了した時点で随時応募者の面接を行います。その面接については、その事業に参加する意気込みだとか、それから現地でやはり日本と違う食べ物を食しますのでアレルギーの関係だとか、そういったことを面接で伺って決定をしてまいりたいと思っております。そして、8月初旬のころにその決定の生徒の顔合わせという予定をしております、9月から予定としては年明けの3月、春休みものときに派遣をする予定でありますけれども、9月から3月の約半年間をかけて、その応募した生徒で準備それから企画、運営、その準備、企画、運営というのは、現地に行って、施設をただ見て回るだけではなくて、シェムリアップ州にございますトラキエット小学校の運動会を計画して、現地で運動会を行うということでありまして、日本でいけば小学校の運動会というのは当たり前の恒例行事ということですが、カンボジアの小学校ではなかなかそういった運動会という経験がないということで、その高校生たちがそういった運動会の協議だとかそういったものを全て子どもたちが企画・立案をして、準備も子どもたちが全てやっていきます。そして、現地に行って、子どもたちと一緒に運動会をしていくという内容でございます。もう1点は修学旅行ということで、カンボジアの現地の子どもたちはアンコールワットにも行ったことがないという子どもたちばかりでございます。そういった子どもたちをバスをチャーターをして、修学旅行という形でその施設を子どもたちと一緒に見学するという、そういった活動内容でございます。この二、三年ライオンズクラブでそういった事業を実際にライオンズさんのほうで実施しております、そういったお別れのときには子どもたちが涙でお別れをするというような、内容的には非常に濃いものになると私は思っております。

す。内容としては、そのような感じでございます。

○議長（浅井武光君） 15番、水野君。

○15番（水野千代子君） 随行者はライオンズクラブと国際交流、また企画課のほうで1人ずつ3名がついていくということでございます。この方たちも、生徒と同じように個人負担というのはやはりあるのかないのかをお聞かせを願いたいと思います。

それから、募集方法だとかは今お聞きをいたしました。最終的には面接をして、その子の意気込みとか体質だとか体のことを聞いて最終的に決定するというところでございますが、最終的に決定する人たちというのは、この随行者の3人プラスどなたかが選考されてやられるのかということをお聞かせを願いたいと思います。

それから、今もろもろ楽しそうな御報告をしていただきましたが、今回は高校生の派遣事業は初めてでございますが、町として今回これをやると決めたその意図をお聞かせを願いたいと思います。

○議長（浅井武光君） 企画部長。

○企画部長（桐戸博康君） 随行者の負担金の関係でございます。予算上では歳入としては高校生の分10名がみてございますので、そうしますと、随行者については公費ということで負担はないという予定でございます。

それから、面接で決定をするということでございますけれども、その選考するメンバーは各団体1名ずつ、ライオンズクラブと国際交流協会と町とそれぞれが出て面接を行います。

それから、この意図ということでございますけれども、平成22年にカンボジア王国シェムリアップ州と幸田町との間に交わす友好に関する覚書というのを締結してございます。この覚書に基づきまして、主にトラキエット小学校を交流拠点としてさらなる友好交流を推進するとともに、若い世代の人材をカンボジアに派遣することで、より広い視野と豊かな国際感覚を持った人材を育成するという目的でこの事業を計画させていただきましたのでございます。

以上であります。

○議長（浅井武光君） 15番、水野君。

○15番（水野千代子君） 随行者の3名の方は公費ということでございますが、この事業の中にカンボジア訪問関連業務130万円がございまして、この予算ということで考えていいのかお聞かせを願いたいと思います。それとも、ほかに、これは別だよというものがありましたら、この内容についてお聞かせをください。

○議長（浅井武光君） 企画部長。

○企画部長（桐戸博康君） カンボジア訪問関連事業の130万円ですが、これにつきましては、今回の高校生の派遣事業の予算とは別でございます。過去にカンボジアへの公式訪問ということで、平成20年11月、それから平成22年11月、それから平成25年10月ということで、2年、3年間隔で、友好に関する覚書に基づきまして公式訪問を行っているところでございます。今回この130万につきましては、交流をさらに促進するとともに、今回幸田町から高校生のカンボジア派遣をする町の代表として交流事業を実施する旨の報告を兼ねまして公式訪問をするものでございます。この130万の

内容といたしましては、特別職、理事者側で1人、それから議会を代表して1人、それから担当の随行職員という3名で計上をしてございます。

以上であります。

○議長（浅井武光君） 15番、水野君。

○15番（水野千代子君） 幸田町とカンボジアは友好に関する覚書というのを締結しているところでございます。今回、今言われた130万は新規となっておりますよね。今部長が言われました20年、22年、25年、このときも訪問をされているかというふうに思いますが、今回は生徒が行くよというその前に公式訪問で、町と議会また担当と3名行くということで理解してよろしいのかということでお伺いをいたします。

それから、高校生たちはシエムリアップ州の小学校の運動会に参加するということと、あとアンコールワット、ここを県内ではあってもなかなか行ってないので修学旅行という形で高校生が一緒になって見に行くということでございます。これらの高校生が派遣事業をいって帰ってみえた、そのときには公費で行くわけですので、中学生のときの海外派遣もそうでありましたが、企画後には必ず報告会というのをやっていたというふうに思います。また広報で、こういうふうについて、こうだったよ、ああだったよという成果だとか、子どもたちの意見だとか、そういうことが報告されたというふうに思いますが、今回の、来年の春だそうですが、そのときの帰ってきたときの報告会というのは、また町民に知らせるにはどういう形で行っていくのかということをお聞かせを願いたいと思います。

○議長（浅井武光君） 企画部長。

○企画部長（桐戸博康君） 今回の130万につきましては新規という形、毎年計上ではございませんので新規という形で計上をさせていただきました。この130万につきましては、渡航に関する委託業務として70万、それから現地のコーディネート委託業務として60万という内訳になりますけれども、こういった事前に春休みを利用して高校生は派遣をいたしますので、それより前に訪問をいたしまして、その旨をお願いしてくるということになろうかと思っております。

それから、報告会については、詳細についてはまだ計画はしてございませんけれども、それについては必ず何らかの形で報告会を開催させていただいて、その内容については広報等で皆さんにお知らせしていきたいというふうには思っております。

以上であります。

○議長（浅井武光君） 15番、水野君。

○15番（水野千代子君） ぜひともそのような形で報告をお願いをしたいというふうに思います。

次に、企画一般事業の聞入寺跡地用地測量200万円が計上されております。この測量後の用地の活用というのは決まっているのかということをお聞かせを願いたいと思います。

○議長（浅井武光君） 企画部長。

○企画部長（桐戸博康君） 聞入寺の用地測量の関係でございます。まず、聞入寺の用地の町が取得した経緯につきましては、平成22年の11月に清算人から土地寄附申出の提

出がございました。この清算人というのは、真宗大谷派岡崎教務所、三河別院になりますけれども、三河別院のほうから清算人として芦谷にございます安楽寺住職が選任されて、平成22年の11月に寄附採納の申出があったということでありまして、平成22年の12月27日に、幸田町へ土地の所有権移転登記が完了したということでありまして、平成23年の7月から11月にかけて聞入寺の解体工事を実施して、現在の平地になっているということでありまして、この用地につきましても、聞入寺の用地につきましても8筆の8,972平米、そして今回用地測量を予定しております筆数につきましても57筆、面積にして1万1,200平方メートルを測量したいということで予定をしております。この用地の活用については、現在一つの案として老人介護施設を誘致したいということで、現在地元の行政区、久保田になりますけれども、地元の皆さんの意見をお聞きしながら、現在有効利用について進めているところでございます。

以上です。

○議長（浅井武光君） 15番、水野君。

○15番（水野千代子君） ありがとうございます。

今回は8,972平方メートルとまた1万1,200平方メートルを測量して、老人介護施設を予定したいということでございます。これは地元の意見も聞きながらということで今言われたわけでございます。この土地に関しては、過去にもほかのほうの他の事業の利用が予定をされていたものが白紙になったという経過がございますが、そのときの二の舞とならないようにしていただきたいというふうに思いますし、また地元への説明というのはやっぱり十分にしていっていただきたいなというふうに思うわけでございます。地元の意見を聞きながらということでございますが、現時点で地元の意見というものはどうなっているのかということをお聞かせを願いたいと思います。

○議長（浅井武光君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（大澤 正君） 聞入寺跡地についての利用でございます。これは先ほど企画部長のほうからも発言がありましたように、老人介護施設ではどうかという形で考えておりまして、福祉課を中心に検討しているところでございます。現在のところ、2月に1回でございますが、地元の元区長を経験の方たちが集まりまして、そのところに私どもが行かせていただいて、こういう計画が一案あるけどいかがでしょうかという形で周知をさせていただいております。地元としては、基本公共施設がいいということでございますけれども、町の財政状況等も踏まえて地元根づいたそういう公共的な施設であればいいのではないかというような御意見もいただいております。私どもが提示いたしました介護保険にのっとった介護老人施設ということで提案をさせていただいて、了解というわけではないのですが、そちらの方向であればというような形の雰囲気をつかんでいるところでございます。ただ、これは確定ではございませんし、介護保険事業計画に基づいた計画でございますので、これからいろいろな手続もあります。そういう意味では、その場その場でまた地元にも御連絡を差し上げていくというような形で会議のほうは終わらせていただいたというところでございます。

○議長（浅井武光君） 15番、水野君。

○15番（水野千代子君） わかりました。過去にも、たしか郷土資料館だったというふうに思うんですけども、あそこも測量をして予算計上になりまして、しかし、測量はしたけれども、最終的にはあそこは借地もごさいますので町の土地ではなかったわけですが、測量はしたけれども結果的には何も変わらなかったという、そういうことも過去にはございましたので、やはり慎重に進めていただきたいというふう思うところでございます。

次に、障害者福祉事業、基幹相談支援センターに1,296万円が計上されております。これは委託料でございますが、きのうと先ほどとも内容の詳細は大体お聞きをいたしました。相談支援事業の格上げだということでございます。また、この中には、今回身体障害者とか知的障害とあと精神障害の方たちの相談も受けるということで、今まで以上に中身の濃い相談事業になるのではないかなというふう思うところでございます。また、私も地域活動支援センターの中にごさいますこの相談支援事業をやっている愛恵協会ですね、ここへも行かせていただきましたが、やはり本当に部屋もすごく狭いですよね。狭くて、相談に行ったのに、そこに見える人たちに全て聞かれてしまうという、そういう内容のような部屋でありました。今回さまざまな身体、知的、精神といういろいろな障害を持った方たちの相談を受けるときに、私はあの部屋では大変狭いのではないかなというふう思うわけでございますが、今後の相談室というんですか、その部屋というのはどのようになっていくのでしょうか、お聞かせを願いたいと思います。

○議長（浅井武光君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（大澤 正君） 基幹相談支援センターのことでございますけれども、内容については先ほどからも御説明を差し上げました。格上げということでございまして、事業そのものもふえるわけでございますけれども、そこに置く職員についても社会福祉士、精神保健福祉士、保健師のいずれかの資格を有する者で、かつ研修が終わってから10年以上経験があるものという特定をさせていただいている関係で、1,296万円という予算を組まさせていただいているというところでございます。相談支援センターのほうでございますが、従前ですとひなたがふえるということで予算のほうは1,080万円という形で、その差が専門性を持ってかつ10年以上経験を持った職員を置くというところで対応をさせていただきたいというふう思っております。相談業務はもちろんその施設の中でやっていただく件でいけば、御指摘のとおり場所のことは十分ではないということは承知しておりますが、現在のところいくとなかなか部屋を拡充するという規模的なところで少し無理があります。ただ、今回その施設の中だけではなくて、現実には最近はいろいろな困難問題が多くて直接御自宅ですとか施設へ伺うようなケースも多々ありますので、そういう面では場所は十分ではありませんけれども、そういう意味での今後の活用については十分調整をしながらいきたいと思っておりますが、なにせ30年には指定管理という形で動いていくこともございますので、そこもあわせて今後検討させていただきたいと、このように思っております。

○議長（浅井武光君） 15番、水野君。

○15番（水野千代子君） 確かにひなたのほうにも相談を回したりだとか、また自宅のほうにも相談に行くために訪問されたり、さまざまあるかというふう思うわけでありませ

が、しかし本当にあそこの部屋で細かいこと、内容的に本当に人に知られてはいけないような聞かれたくないような、そういう相談もあるかというふうに思いますので、その辺についてはしっかりと御検討を願いたいし、また指定管理者に今度移行していくわけで、1年過ぎてからしていくわけでございますので、その辺についてもきちんと町ができることをやっていただきたいというふうに思います。それで、本当にここは専門性があるということ、専門的な人たちを置くということで、今言われましたように社会福祉士だとか相談支援専門員だとか保健師の人たちとか、また精神保健福祉士というこういう精神の人たちに専門的なそういう福祉士もいらっしゃるようでございますので、こういう人たちにも常時いていただければいけないのかなというふうに思いますので、しっかりと細かいお考えをまた持っていただいて、利用者の人たちが寂しい思いをしないようにしていただきたいというふうに思います。

次に、社会体育施設事業で、AEDの本体更新で157万8,000円が計上されております。まず、この場所についてお伺いをいたします。

○議長（浅井武光君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（大澤 正君） 御指摘のとおり、この基幹相談支援センターまた相談支援事業所合わせまして、障害者の方たちの相談業務には十分当たらせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

○議長（浅井武光君） 教育部長。

○教育部長（小野浩史君） 29年度でAEDの更新時期を迎えますのは、小学校で3機、中学校が3機、合わせまして6機ということでありまして、小学校は幸田小、中央小、深溝小、中学校は3中学全ての6校ということで、体育館に設置をしてあるAEDを更新するというところでございます。

○議長（浅井武光君） 15番、水野君。

○15番（水野千代子君） 小学校が3校と中学校3校を今回新しく更新をするということでございます。体育館にあるということでございます。体育館は本当にスポーツ等を行いますので、体育館は必要かというふうには思っているところでございます。しかし、体育館の中にたしか設置をしてあるというふうに思うところでございます。西尾市では、小学校とか中学校の体育館の、小学校と中学校両方ですけれども、体育館の外の壁のところにボックス型のAEDが設置をされております。土曜日とか日曜日とか、夜間などで職員が見えないとき、鍵がかかっていたときに外で何かスポーツをやっていたときとか遊んでいたときだとか、そういうときに急に倒れた、心配が停止したというそういうときには、やっぱり奥に、部屋の中というんですかね、屋内にあっては活用できるものも活用できないのではないかなというふうに思うわけでございますが、ぜひとも屋外にAEDを設置をしていただきたいというふうに思います。西尾の場合はボックス型のAEDでありますので、コンパクトで誰でも取り出せる。ただ、鍵がかかっておりますが、しかし突然のときはそれが、ちょっと私も現地を見ておりませんが、どなたでも鍵がなくても取り出せるような、そういうものがついているということでお聞きをしておりますので、ぜひとも屋外に私は設置をしていただきたいというふうに思うわけでございますが、そのお考えについてお聞かせをください。

○議長（浅井武光君） 教育部長。

○教育部長（小野浩史君） 29年度で交換をさせていただくのは、学校開放で使うということで生涯学習課の予算のほうでさせていただいております。おっしゃっていただきましたように、スポーツを愛好する方々が万一のときにということを踏まえて、体育館に設置をしているということでもあります。そして、また西尾で屋内にあったものを屋外に取りつけたということの御提言をいただきました。私どもも聞き取りをその後させていただきました。35の学校が西尾に小中合わせてあるということで、屋内のAEDを全て屋外へ移したということで、屋外用のAEDに変えたかというところではなくて、屋内で使用していたものをそのまま屋外に設置をしたということで、つけた場所は直射日光だとか雨風をしのげるような日陰や軒下に設置をしたということで、この年度末現在大きな被害、問題、故障や盗難等はないというようにお聞きはしております。私どもも29年度でどうしようかということにつきましては、いわゆる管理の部分のいわゆる屋外に移したときの問題がどういう問題があるかという洗い出しであるとか、さらなる別な方法があるのかないのか等も含めまして、29年度中に交換をするわけではありますが、もう少しお時間をいただいて、一度検討をさせていただけたらというふうに今考えているところでございます。

○議長（浅井武光君） 15番、水野君。

○15番（水野千代子君） ぜひとも検討をしていただきたいと思いますというふうに思います。私がお聞きしたところでも、やはり屋外にAEDを持ってきたことによって1人の命が助かったということもお聞きをしております。ぜひとも、盗難のことが心配だ、いたずらされるのが心配だということもあるかもしれませんが、やはり人の命に私はかえられないのかなというふうに思っておりますので、ぜひとも屋外のほうへ設置をしていただきたいと思いますというふうに思います。西尾のほうのホームページを見ますと、体育館の下駄箱の隣にやっぱりちゃんとありました。そういうことで周知もきちんとしてるなということを確認をいたしました。ぜひとも新年度で更新をするわけでございますので、更新をする学校には私は屋外のボックス型のAEDを持ってきていただきたいと思いますということを再度希望いたしまして、質問を終わりたいと思います。

○議長（浅井武光君） 教育部長。

○教育部長（小野浩史君） 学校を含めまして、それからいろいろな方々の御意見も参考にさせていただいて、一度検討をさせていただきたいと思っております。

○議長（浅井武光君） 15番、水野君の質疑は終わりました。

次に、14番、伊藤宗次君の質疑を許します。

14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 約55分間にわたる町長の施政方針をお聞かせをいただきました。その施政方針をつらつら読みまして、落とし穴があるなというのはまた後で触れますけれども、読み取れないわけですね。新たな戦略だと。新たな戦略とは、具体的には何を指しているのか。それは予算化されているのかどうなのか、答弁がいただきたい。

○議長（浅井武光君） 企画部長。

○企画部長（桐戸博康君） 新たな戦略とは何か。また、それは予算化されたかという内容

でございます。新たな戦略ということで、私から軽々に申し上げる内容ではございませんが、議会冒頭で町長から平成29年度の施政方針が述べられました。戦略については、この施政方針に集約されているという認識でございます。昨日の質疑でも、総務部長のほうから答弁がございましたけれども、幸田町民の幸せを願って未来の笑顔につながる環境づくりというテーマを掲げてございます。このテーマを大黒柱として、基本方針でございます若い世代を中心とした人口増加への対応、そして障害のある方、高齢者の方への対応、町民会館等の老朽化への対応、この3点が戦略に相当するものであらうと思うところでございます。この3点の戦略の実現を目指すべく、一般質問でもございました戦術、予算につきましては、1番目として若い世代を中心とした人口増加への対応では、子育て・教育基盤の整備、環境の充実として（仮称）豊坂児童館の整備そして坂崎小学校の増築、北部中学校施設整備実施設計、幸田保育園の外壁の改修、それからソフト事業になりますけれども、認定こども園事業所内保育事業への運営支援、そして児童クラブの関係では深溝第2児童クラブの開設、そして豊坂第2児童クラブ空調設備の設置、それから平成30年開設予定の坂崎第2児童クラブの新設、それから児童クラブの受け入れ時間の拡充ということでございます。

それから、2点目の障害のある方、高齢者の方への対応では、障害者福祉の拡充、高齢者福祉の拡充として、先ほど質問のございました基幹相談支援センターの設置、それから手話通訳者の配置、岡崎市こども発達支援センターとの連携、そして通級指導教室指導員の拡充、成年後見支援センター設置、介護予防事業・地域包括支援事業の充実といった内容が盛り込まれてございます。

3点目の町民会館等老朽化への対応では、多世代にわたる集いの場、交流の場、癒やしの場として親しまれる施設として存続をさせるためにも、さくら・つばきホールの音響、照明、設備の改修、そして図書館の空調設備の更新といったこの3つの基本方針を戦略として予算計上をされているものと認識しているところでございます。

以上です。

○議長（浅井武光君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） あれこれ事業名を挙げられて、初めの説明はこれが戦術ですよ。

終わりに当たって、これは戦略で固められております。だから、結局町長にしても、あなたに総務部長にしましても大変御無礼だけれども、戦術と戦略が都合よく使い分けられて混同してるなど、こういうことを申し上げて、先ほど申し上げた落とし穴はどこにあるのかということ、企画部長も総務部長も耳打ちしておりますよね。施政方針の4ページ、13行目、またというところからね、また、公営住宅や公共駐車場等に係る使用料・手数料につきましては、これはちょっと飛んでね、見直し等による増によりと、落とし穴だよな。そうじゃないということを言われるなら、当初予算、この施政方針の中で公営住宅つまり町営住宅、公共駐車場についての使用料・手数料の値上げについては私はきちんとすべきだと。これが誤りなら誤りで、手違い、間違い、勘違いは世の常ですから私は、だけれども、これについて耳打ちはしましたけれども、発言の機会がなかったのね、大変御無礼をいたしました、発言の機会をつくりましたので、そこら辺は誤りなのか、いや町長のたくらみでございますと。たくらみを図るのが企画部長の仕事

でございますと、そんなことはないにしてもね、そういう意味合いかどうか、まずそこから辺をちょっと、蛇の道に入っちゃったな。

○議長（浅井武光君） 総務部長。

○総務部長（山本富雄君） この施政方針の4ページでございます、今議員に御指摘いただきました公営住宅や公共駐車場等に係る使用料・手数料につきましては、放課後児童健全育成手数料の見直し等による増によりということの記載がございます。こちらにつきましては、前段と後段は実は別のものということで記載をさせていただいております。公営住宅や公共駐車場等に係る使用料・手数料、一般的に使用料・手数料というのはこういったものにかかるものですよという意味での前段と、それから後段の放課後児童健全育成手数料の見直し、こちらのほうは実際に新年度に見直しされたというものを記載させていただいたということで、公営住宅だとか公共駐車場、こちらのほうの金額を今見直しをするというような意味合いでの記載ではございませんので、済みません、よろしく願いいたします。

○議長（浅井武光君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 言いわけがましいな。誤りなら誤りで、どう読んだってそうでしょ、先ほど申し上げた使用料・手数料の増によりという点からいけば、いや、それはそうではございませんのでなんていうのは、そういうのは言いわけがましくて本当に素直じゃないなという点は次に触れてまいりますけどね。先ほど来から町の関係、きのうからもそうですが、企業誘致、この使用料の関係の誤りの関係も一緒ですが、企業誘致だ企業誘致だと、私は別にそのことを否定はしないです。じゃあ、企業誘致で、企業に訪問して、やあっとって意向があったときに、じゃあ、幸田町さんは私が出てくる基盤を整備されることありますかといったときに、あなた方はどうするの。

○議長（浅井武光君） 総務部長。

○総務部長（山本富雄君） 先ほどの施政方針のまず関係でございます。こちらにつきましては、大変記載のほうのわかりが悪いような記載をしてしまったということで、誤解を招く記載をしたということはおわび申し上げまして、今後気をつけたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（浅井武光君） 企業立地監。

○企業立地監（志賀幸弘君） ただいま伊藤議員が言われましたように、企業のほうから幸田町に問い合わせがあったときに、どのような受け入れ態勢等々の環境があるかというお尋ねでございますが、残念ながら、我が幸田町には県の企業庁における売却可能な用地もございません。そして、幸田町における用地、よその市町でございましたら開発の団体がございまして、そちらの別の開発における企業誘致の分譲があるわけでございますが、幸田町には開発の外部団体がございませんので、すぐに企業に提供するものはない状況でございます。

○議長（浅井武光君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） まさに画餅ですよと、絵にかいたもちですよと。拡大工業地域だといって11カ所か12カ所を勝手に描いた。まさに画餅ですよ。企業を訪問して、我が町にぜひお越しくださいと、それじゃあ、ちょっと考えてみるか、それで工業用地の基

盤はどこにありますかといったら、地図を見せてこれでございますわと。整備されておりますか、いや、話がまとまってから地域に話をしてねといったら、3年、5年かかるわ。これを平気でね、そういう基盤がないのに企業誘致だ、企業誘致だ、税収ですよと。法人課税、そんなものは邪魔になるじゃないかと。企業誘致の邪魔になるからそんなことやらへんよと言いながら、企業誘致にならへんじゃない。そうしたときに、あなた方はそっぽを向いて知らん顔をしてるけれども、裏でごそごそしてるのが須美の東山開発。そこは当初10.2ヘクタールだったけども、どんどんやっていって土取りが完了しましたよということでやっていったときに、いやいや農振やら都市計画法から含めてちょっとえらいからといって、5ヘクタール未満に縮小して3.2ヘクタールでやりましよう。それはどうなってるの。これも重要な基盤でしょ。どうなってるのと言ったら、これはみんなあなた方が都合悪いときに、これは民間開発でございますので私どもは知りませんよと言われる。ただ、知りませんよと言ったってね、腹づけをする道路の問題、水道の問題、排水の問題、汚水の問題、こういうのは一切幸田町が受けて立たないとあかんわけでしょ。自分のところで浄化槽をつくって全部地下へ流してなどということはない。そうしたときに我知らずと言いながら、裏でごそごそそそしてるのが立地監、あなたじゃないか。口では企業誘致だと言って、立地監、基盤さえも危うくなってきてるといふ点でいけば、ここにも施政方針にも書いてあるけれども、企業誘致というのは枕言葉で目くらまし。住民と議会を目くらますというのには、企業誘致という言葉はいい。その目くらました基盤も何もないときにどうやって、それからもこれからもドンドンドンドン太鼓を打つ。笛を吹いて太鼓を踊って、それでどうだといったらプレステージですわ、ものづくりですわなんて、ごまかすなということなんだ。どうなんだ。

○議長（浅井武光君） 企業立地監。

○企業立地監（志賀幸弘君） ただいま伊藤議員が言われたように、現在すぐに企業を紹介ができる現物は、先ほど申しましたように開発公社を持たない幸田町においては用意ができない、そういう状況でございます。先ほど言われた東山においては、町内の企業が先端の技術をもって現在県の開発担当のほうと調整をしており、水道等のことにつきましても開発者が負担を法的に基づいてしていくというところでございます。議員が言われたように、現在、幸田町企業立地マスタープランにおいては11カ所の用地を用意しているところでございますが、野場松ノ本につきましては、議員が言われるように約2年がかかり、現在工事着手をしているところでございます。今後も企業立地課とすればすぐに出せるものではないところでございますが、地元の地権者の方々の御理解をいただいているエリアについても、今後誘致のお話をさせていただく予定でございます。

○議長（浅井武光君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） はったりもいいとこだぞ。じゃあ、あなたが言われた地権者の理解をいただいてエリアをつくると。じゃあ、その地権者のというときに11カ所の拡大工業地域の中のどこでもいいですが、具体的に事を進めていくときにどのぐらいかかる。地権者に説明をする、地元の理解も得る、どういう企業が来るかと、こうやったときに企業が、わしのところは3年、5年待ってもちゃんとやりますよというそんな企業がいるの。企業訪問をしているのか。

○議長（浅井武光君） 企業立地監。

○企業立地監（志賀幸弘君） ただいま議員が言われたように、企業はやはり速度を求めますので、1年以内に建築をしたいという企業がおおよそのところでございます。しかしながら、先ほど申しましたように先端の技術そして工場の集約等をされる企業につきましては、野場松ノ本に現在推進をしている飯島精密等々は野場区の役員さん等々とお話をし、約3年以内に建築できればいいという回答をいただいている。そういう3年以内に建築が可能であればという企業のところには現在も訪問をし、そのように御案内をしている状況でございます。

○議長（浅井武光君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 話のすりかえをしない。あなたはそういう点では非常に知恵がある。要は、拡大工業地域の中の野場松ノ本へ入る、それは入ってますよ。それ以外にじゃああるのかと、基盤があるのか。企業誘致をして、いざ来ましようといったときにはそれだけの基盤があるのか。野場の関係だって面積的には極めて小さいですよ。大企業を呼ぶとか呼ばないとかじゃなくて、最低1万前後のものがなければ話にならないわけですよ。これは神本町長が当時の関係で見えたときに、雑貨屋ばかり呼んでどうするんだ、おまえたちはと言って、時の町長の磯部町長を叱咤激励して、基本的にはデンソーの幸田工場ができた。こういう経過はあるにしても、そういう類ですかということなんだ。

○議長（浅井武光君） 企業立地監。

○企業立地監（志賀幸弘君） 今議員がおっしゃったように、現在は11カ所のうちの2カ所、野場松ノ本と久保田凧山に企業に入っただき、残りの現在9カ所において適切な環境をもって企業に案内できるかどうかというところを精査しながら、企業のまづもって進出意向を確認をしながら、今後該当する地域の地権者さん等々に御説明を申し上げて進めていく。先ほど言ったように、すぐには企業立地・企業誘致というのは不可能でございますが、我々幸田町は開発公社を持たないというところもあわせて、調整区域に3ヘクタール、4ヘクタール以下の農地転用が可能なところを選別しながら、今後も先端企業等々の優良な企業を誘致し、雇用をまづもって図れるような産業等々を誘致したく考えている次第でございます。

○議長（浅井武光君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 雇用があつて、そんな夢物語で話をまぜ返すな。もともと基盤がないと。凧山のことを言われたけれども、あそこへ農業法人が出てくることはもう決まってるわけでしょう。そこに違う企業が出れるのかと。基盤整備がないときに、わあわあわあ言って踊ってるだけだ。随分前になりますけれども、委員会の中で、どこの委員会かちょっと忘れましたが、和歌山県の橋本市にこの関係で視察に行きました。今立地監が言ったように、橋本市は企業誘致だといって工業団地をたくさんつくりました。経済や時の流れで多くが塩漬けになったんだという形の中で、その時代にもう土地開発公社はつくったらあかんよと、もう法的には根拠がなくなるよという中で橋本市の市長はどういう対応をとったのか。東京へ行く、大阪に行く、革靴を何足も何足もはきかえて底がすり切れるぐらい企業訪問をして、そこそこの数の企業をその塩漬けの工業団地に誘致をしてる。その姿を見てきました。じゃあ、幸田町の町長が革靴の底をすり

減らして、はきかえはきかえ企業訪問をしてるかといったら、やってないわ。俺はそんな、幸田町は天下に誇る人口増の町だと。財政力も不交付団体であると反り返って物を言ってるだけだ。実際にそういう地道な運動、活動をしながら、立地監がほえてる、企業誘致だと言いながら、プレステージでございますわ、ものづくりですわといって1,000万からの金を出しているだけだ。そういうことをあなた方は、総務部長もそうだが、企業誘致の邪魔になるような超過課税はやらへんよなんていうね、そういうのをぶっかけ、はったり、うそ八百ということなんだ。町長が3つとも全部マスターしてるけどな。そういう地に足の着かないことで、住民や議会をちよろまかす。実績は何なのか。企業誘致だ、企業誘致だと言いながら、企業誘致の邪魔になることはやらへんよといって何もやらないでいるということなんだ。あとはほえてるだけだ。こういうことじゃないのか。

○議長（浅井武光君） 企業立地監。

○企業立地監（志賀幸弘君） ただいま議員がおっしゃったように、橋本市の開発公社の早期に企業が入らないところは本当に私も敬服しておりますが、トップセールス等々を進めておられる。そういったところは私も認めているところでございます。しかしながら、幸田町におきましては、開発公社がない、そして売る現物がない、そういったところで今我々は何をしているかと申しますと、先ほど言ったように先端技術の企業を訪問し、3年ほど待っていただけるような企業に幸田町の内情を知っていただく、そういった意味でプレステージそしてサイエンスコミュニティー等々で幸田町に来ていただく企業を再度訪問しているところでございます。そして、現在、私どもは岡崎市、西尾市、蒲郡市等々に囲まれているわけですが、この3市はすべからず単独事業で固定資産税の減免、そして土地・工場等々を購入する場合の補助金等々も手当てしているところでございます。財政が厳しい幸田町においては、このような誘致をしたときに、その後、3年、5年の固定資産税の減免、そして用地取得の際の10%に相当する額の補助金等々はとても出せない状況でございます。そういった意味の中においても、先ほど申しました野場松ノ本の企業は、そういう補助金があるというようにお誘いを受けた中でも幸田町を選んでいただいたというところがありますので、今後もこのように補助金がなくても幸田町に来ていただけるような方々をプレステージ、サイエンスコミュニティー等々で知り合った企業様にしっかりとPRをし、幸田町に来ていただき雇用を生んでいただけるようなところを努力していく所存でございます。

○議長（浅井武光君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 1人で自分の言葉に酔ってるなど。それはいいですよと、3年待ってもらおう企業がいるのかと。プレステージをやって参加してもらった企業が、幸田町はまだ基盤整備ができておりません、工業用地も団地もございませんけど3年待ってと、そうすれば雇用が確保できますよと。絵にかいたもちで、その中で堂々めぐりしてたらいの縁を回るのは午前中の議論だけで結構だ。そういう実態として足が地に着いてない。着いてない中で企業誘致だという形でやっていく。そこら辺にもう限界があるでしょうと、基盤整備をきちんとしなさいよと。土地はないですよ、開発公社はもうつくれないうですよ、法の関係からいってな。開発公社がつかれない、開発公社がつかれないければ、

土地取得については明確な目的がなければ取得ができないわけです。ほっておけば塩漬けになるという点からいって、あなた方のやっていることは、まさに机上の上の企業誘致プランで踊ってるだけだよということなんです。あと、物を言えば解説員になって、評論家になって、じゃあ、どうしましょうかといったら何もないと。実績をつくってもいいよ。夙山の関係はもう前々から出てきてるんですよね。松ノ本だといって盛んに言うけど、もうあそこも用地の余地がない。新たな基盤づくりをしなければ、企業誘致だといって議員からの提案をそんなものは邪魔になるわといって切って捨てる。総務部長さん、あなたこんなところで知恵出すなよ、こういうことなんだ。だから、現実に東山でも、あなた方は都合の悪いことは民間だ民間だと言いながら、裏へこそこそこそ回って、今現実には3.5ヘクタールの関係で、ある人から建設部長のところへ来たわな。開発の許可は出ておりますかと、どうしますかといったら、そんな話なんか聞いてへんと、できへんと。こういうのが現状だと思いますが、部長、いかがでしょう。

○議長（浅井武光君） 建設部長。

○建設部長（近藤 学君） 東山についての開発につきましては、いわゆる民間開発、いわゆる都市計画法の開発許可が必要だということで、私どものほうへ相談が徐々に来つつあるという状態であります。整備手法についても、これは都市計画法に乗った手続をやっていくということで、面積も当初の計画よりも小さくされたというのもこの都市計画法の手続の中で、また農振法の除外の関係の中でいわゆる進出する側のスケジュールなどを見ると、先ほど来の議論の3年待つとかいうことは難しいものですから、できる手法を見出して行っていこうということで事業者側のほうが考えていると。我々のほうは基本的には審査する側という形の部分でのお答えになりますけれども、まだ事前協議書が上がってきておりませんので、そういった内容の中で例えば道路の先ほど言われた橋梁の問題とか、道路の拡幅とか、下水道の関係、また水の関係、こういったものが庁舎内関係部署の調整を、そういった事前協議が出てきた中でやらせていただくという形でありまして、今の段階ではまだ具体的な部分で上がってきていないのが実情でございます。

○議長（浅井武光君） 総務部長。

○総務部長（山本富雄君） 企業誘致についてでございますが、幸田町の税収というのは、今後も飛躍的にこれは伸びていくというのは今は考えられない状況、今後も低レベルで推移していってしまうというのが現状でございます。このままでは当然将来に向けて財源不足というものは発生してくるということでございまして、その一番の打開策につきましてはやはり企業誘致、これを確実にい安定財源を確保するということが最優先課題だということで、幸田町としましても5年も前から企業立地課というものをつくりまして、企業誘致を最優先課題と捉えて行っていると、将来を見越して行っているということでございますので、まずはこれだというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（浅井武光君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 次に移ろうかなと思ったらひっかかってくるものだからね、どうもならんと思うけど。要は、幾らあなた方がわあわあ言ったって、実態として出てこな

いわけでしょ。実態として出てこない中で、将来見込むと幸田町の税収に不安が起きるから企業立地でやっていきますよ、雇用をふやして税収をふやしたいよと。じゃあ、それをどうするのかと。出てこれる基盤をつくってないじゃないかと。ない中でそんなことばかり言ってるから、私はおかしいなということなんですわ。

次に移ります。ふるさと関係で、いろいろな人からいろいろな観点が言われております。ふるさと寄附について、返礼品で使った金は65%かな、60%か65%で、あとは基金に積んでいきますよと。基金はどういう基金だといったら財政調整基金だ。財政調整基金というのは、行政側の都合のいいようにどうにでも使えると。しかし、違うところは、もう目的基金をつくってるわけだ。子育てなら子育て、教育なら教育、高齢者なら高齢者という特定の目的を持った基金をつくって、その基金の中に積み立てていく、そういうことをやる。それは、寄附者に対する信頼の問題ですよ。信頼の問題からいったら、幸田町は何でも使える財調に積んでおりますから貴重な財源で使わせていただきますよという、そういう点から含めたら言ってることとやることはチャランポランだということだけ申し上げて、時間が来るのでこれで終わります。

○議長（浅井武光君） 総務部長。

○総務部長（山本富雄君） ふるさと納税の使い道ということでございますので、当然寄附をしていただいた方たち、こういった方たちのその希望に少しでも添えるようにということで考えております。今回につきましては、予想外の大きな寄附をいただいたということで、特定の基金というものはまだ今のところはそこまでは考えてないと。この制度自体もどうなっていくかわからない制度だということもございまして、特定の基金ということは考えておりませんが、いただいた寄附を大切にいろいろな施策に活用させていただいているということでございますので、よろしく願いいたします。

○議長（浅井武光君） 14番、伊藤宗次君の質疑は終わりました。

以上で、第17号議案の質疑を打ち切ります。

ここで、10分間でありますけれども、休憩といたします。

休憩 午前11時15分

---

再開 午前11時25分

○議長（浅井武光君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、第18号議案の質疑を行います。

本件は通告なしであります。

以上で、第18号議案の質疑を打ち切ります。

次に、第19号議案の質疑を行います。

13番、丸山千代子君の質疑を許します。

13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 国の保険者支援金というのが2年前から実施をされておまして、幸田町も年間5,200万円の支援金をいただいているわけでありまして、これが本来で言うならば国保税の引き下げに活用ということで、全国でもいろいろ使われてきているわけでありまして、幸田町は残念ながらそういうことではなくて、来るべく広

域化に備えていくというようなことで、保険基盤の安定に使いたいというようなことで国保税の引き下げにはつながらなかったわけでありましたが、平成29年度は国の保険者支援金1,700億円の分が減額をされているわけでありましたが、これがどう影響したのかお伺いしたいというふうに思います。それで、予算には保険者支援分として4,800万円となっとなりますけれども、これは減額をされた金額かなというふうに思うわけでありましたが、その点について影響がどのようにあったのかお尋ねしたいと思います。

次に、平成30年度から広域化が始まるわけでありましてけれども、広域化が始まると、今国保税の限度額が医療分、介護分、後期高齢者支援分を合わせて89万円となっております。これが県単位になってくると100万円に引き上がるのではなからうかというようなことも言われる中で、実際に今回広域化によって国保税がどのようになるのか、これについてその後いろいろな準備の段階で情報等がありましたらお答えがいただきたいということと、それから広域化に向けて平成29年度予算では国保税の引き下げというのは見込んでおられるのか、それともどうなのか、その点についてもあわせてお答えがいただきたいとしたいと思います。

○議長（浅井武光君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（大澤 正君） まず、国の予算関係の御質問が当初ございました。新聞のほうでも報道がされてございますけれども、国の安定化基金2,000億を予定をしていたものが、300億減額して1,700億円になったというような情報が入っております。これにつきましては、30年からの県の単位化に向けまして、県にそれぞれ交付して30年開始時に安定的に国保運営がされるようにとって県に配分される部分の予算でございます。その積み立てを2,000億から1,700億に減額したということでありまして、直接市町村については影響のないところでございます。国保の一本化に向けての財源の構成の組みかえをしたというような形で捉えているところでございます。これが幸田町にどのように影響したかということでございますけれども、先ほど言った県の安定化基金とは別に各市町村のほうには保険基盤安定化繰入金として歳入を持っておりまして、その中の保険者支援分という形で予算を組まさせていただいているところでございます。28年度の予算は5,200万円ということで計上させていただいております。この29年度の予算につきましては4,800万ということで、400万の減という形になってございます。これは28年度の予算は5,200万でございますけれども、決算の見込みが4,700万を少し超えるということで、実績に合わせたような形で29年度予算を組まさせていただいた関係でありますので、実質的には予算上減額になっているということではございませんので、財政に対する影響というのは、29年度の予算についてはないということで御理解をいただきたいと、このように思います。今後の動きにいたしましても、この保険者支援分については、国のほうは今まで言われていた1,700億については同額で維持をしていくということでございますので、今後も引き続き保険者支援分については実績に基づいてという形で交付されるということで、私どもも29年度は持っているというところでございます。

それから、国民健康保険の県単一化について、保険料が今後どのようになるかという御質問でございます。今の国民健康保険の上限額が89万円ということで、年間ござ

いますが定めてございます。今年度におきまして数万円上げるというような情報もございましたが、国のほうはそのような改定をせずに、29年度は89万円のままでいくということですので、これを受けまして本町につきましても保険税の引き上げというんですか、そういうものについては着手をせずに28年度ベースで推移をさせていただいているということでございます。これが県単一化になった場合に100万円になるかどうかということにつきましては、これからの動きでございますので、この場では何ともお答えできないところでございます。今28年度ベースでそれぞれのデータを集めて、今後、愛知県の全体の保険税の徴収がどのようになるかというのが決まってくる段階でございますので、ある意味これからいろいろな金額については出てくるのかというような状況でございます。基本は、30年になりましたら標準保険料率が示されて、それに基づく各市町村が定められた保険税を納付金という形で県に納めて、それが集約されて県全体の給付費にそれぞれ配分して市町村におりてくるというような経過でございますので、今後の県の集計、方向について多分ことしの10月の半ば以降に国から一定の指標、年末の12月にかけて県の一定の方向が出される、それからということで御理解いただければというふうに思います。広域化になりますと保険料がどうなるかというのも先ほど言ったような状況でございますし、幸田町は今まで国の保険支援金をもらいながら保険料の軽減をしてこなかったという形で御指摘をいただいているわけでございますけれども、実際に今の中間的な見方をしますと、幸田町については余り保険税について引き上げをしなくても済むのではないかというふうに、若干安心して見ているわけですが、今後の数字によりましては、そこの部分について今まで申しておりましたとおり保険税が激増しないような形で激変緩和という形の対策をとりながら進めさせていただきたいと、このように思っているところでございます。

○議長（浅井武光君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 当初見込みが国の保険者支援が5,200万だったのが決算見込みでは4,700万円ということで、実績に合わせた形で予算編成を4,800万円に組んだよということでもありますけれども、これは減らされていなかったら、なぜ5,200万円が4,700万円に、いわゆる500万も減ったのか、この点について答弁がいただきたいと思います。

それから、都道府県化、広域化になって幸田町の国保税は県下でも高い国保税になるわけでありまして。10番以内に入る高い国保税ということで、上げる必要はないようなことを言われたわけでありまして、先ほど言われました激変緩和、この激変緩和というのはどのようなことなのか、どのようなことを思って言われたのかお尋ねしたいと思います。

○議長（浅井武光君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（大澤 正君） 予算的なところでございますけれども、これは被保険者の数ですとか給付の中身によりまして、要は市町村の国保財政の中で不足分というんですか、補えない部分について保険者支援ということでいただいているものですから、見込みでございますけれども、国の5,200万ではなくて4,700万で国保財政が運営できるということで交付額が決まったということでございますので、ほぼ実績ということ

でお考えいただきたいと思います。さかのぼれば27年度の実績も決算額が5,189万というところで、28年の当初は5,200万という形で上げさせていただいておりますので、これはあくまでもいろいろな状況、被保険者、それから給付の状況に基づいての実績で出てきた数字ということで御理解いただければというふうに思います。

また、激変緩和ということでございますけれども、今後どのように幸田町に課せられる保険税の額というのが決まってくるかによって決まるわけでございます。県の標準価格によりまして、幸田町はこれだけ納めてほしいというその保険税額負担納付額について、被保険者の方で早い意味で言えば割って、それを徴収して納めるという形になりますので、その差が非常に大きくなった場合に、一気に保険税を上げるのではなくて、基金をそこに投入しながら保険税率を余り変えない形で、緩やかに県の示された標準保険料率に基づいた保険税を納めていくということで激変緩和ということで、これはあくまでも金額が決まって激変なのか若干なのか、その辺はこれからということでございますので、私どももその辺の状況については十分注意していきたいと、このように思っております。

○議長（浅井武光君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 平成27年度が5,189万円、平成28年度の決算が4,700万円という保険者支援金であります。これは国保財政が運営できるということで減ったよということですが、これは限度額の引き上げをしたというようなそういう幸田町の国保税徴収の国保税の状況が、国からの保険者支援という形の中で減らされたというふうに理解してもよろしいかどうか、その点についてお尋ねしたいと思います。

○議長（浅井武光君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（大澤 正君） 28年に入りまして上限額を上げさせていただいたのも事実でございます。27年度が85万円が28年度は89万円ということで、それぞれ医療分、後期分、介護分を含めてでございますけれども、4万円の引き上げになったということでございます。ちょっとこれがどのように影響してるかということについては分析をしていないものですから、この引き上げ分があって決算額が低くなったかということについて、まだ十分な分析をしておりますので何とも言えないわけですが、当然引き上げ分だけは保険料は上がっているわけですが、ただ、実際の引き上げ方というのは高所得の人たちの範囲で上がっていくわけでございますので、その影響もあったかとは思いますが、基本は被保険者の方たちの給付費の予定よりの減少というのが大きな要因だと、このように考えております。

○議長（浅井武光君） 13番、丸山千代子君の質疑は終わりました。

ここで、途中ではありますけれども、昼食のため休憩といたします。

午後は、1時より会議を開きます。

休憩 午前11時40分

---

再開 午後 1時00分

○議長（浅井武光君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、14番、伊藤宗次君の質疑を許します。

14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 国保の都道府県化と、こういう形で今それなりに準備が進められていると思います。そうした中で、都道府県化によって市町村ごとに標準保険税率あるいは保険料率、こういうことが指標として示されてくるわけですが、今その関係はどこまで進んでいるのか説明がいただきたい。

○議長（浅井武光君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（大澤 正君） 国民健康保険の県単一化ということで、事務の進捗状況のお問い合わせかと思いますが、議員の言われるとおり、30年以降は県が示します標準保険料率、まあ料税を参考に、各市町が税率を決めていくということになるわけでございます。現在の進捗状況といいましても、27年度のデータを送って、今分析をし、これから数字が出るというところがございますので、まだ今のところは数字についての確定したものというものは出てないということでございます。

○議長（浅井武光君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） ですから、確定したものはまだ時間がかかるだろうと。いずれにしても、ですから準備はどういう状況にあるのかということなんです。

○議長（浅井武光君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（大澤 正君） 幸田町国保といたしまして、特別の準備というのは手がけていないところがございます。データを県に送って、保険税率を決定するまでの作業というのがもう済んでおりまして、今はその結果待ちというのが準備の段階でございます。今後としましては、一本化に向けた条例等の改正もあるかと思っておりますので、今の段階としてはその準備も含めて進めてはおりますけれども、具体的な準備というのは今の県の数字待ちというようなところがございます。

○議長（浅井武光君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） この中で都道府県化で一番懸念されてくるものは、一つは税率、税額がどういう水準にあるのか、どういうふうに決められてくるのか。基本的に都道府県化にするということは、時間をかけて県下を全部同一料金体系にしていく。そういう経過の中で、それぞれのばらつきが当然あるわけですよ。そうした中で、今、国全体でいけば国保の加入者は減少傾向にあるんですよね。なぜ減少かといったら、一つは高齢化ということと人口減という形の中で、国保加入者が減少していくということともう一つは、それぞれの所得収入、課税標準ともいいますが、それは今どの程度の水準にございますか。

○議長（浅井武光君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（大澤 正君） 国保の加入者につきましては、年々減っているということございまして、本町におきましても平成24年に一般被保険者の加入数が8,160人いたのが27年度でいきますと8,183人ということで、ここは実はふえていますけれども、25、26が8,200人いたということで若干の減ということで動いていることは確かでございます。また、所得水準ということになりますと、済みません、ちょっと手元に資料がないので申しわけございません。

○議長（浅井武光君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 所得水準、いわゆる1世帯当たりの所得のこの全国平均からいけば112万3,000円、これが課税標準だということですよ。それに、それぞれの自治体の税率をもって現在は税額が確定をされていく、こういう中でそれぞれの市町村は加入者の生活と命を守るという形で繰入金、幸田町も法定外繰り入れをやっているわけですが、この繰入金について都道府県化に移行したときにはどういう対応をされるのか。

○議長（浅井武光君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（大澤 正君） 現在、法定外の繰り入れという形でさせていただいておりますが、8,000万を本町の場合ですと繰り入れさせていただいております。これは平成26年度から2,000万引き上げての経過で今までできているところがございます。今後の成り行きといたしましてというのが、私もそこら辺がはっきりつかんでないところでありまして、あくまでもこれにつきましては市町村国保の財政ということでもありますので、いろいろな中で例えばそれを県に上納しなければいけないのはいかとか、いろいろな形でお話はあるようですが、基本は市町村国保が持っている財産ということで、これはこのままという形で考えておりますし、今後それを繰り入れるかどうかにつきましては、先ほど言いました保険税が決まってから幸田町としてはどういうふうにするかという点については、検討させていただくということになるかと思っております。

○議長（浅井武光君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 税が決まった後、移行が決まった後、幸田町はどうでしょうか。こういう対応を検討しているということですが、この法定外繰り入れについて厚労省はどのような見解をとっておりますか。

○議長（浅井武光君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（大澤 正君） 基本的なことでいきますと、県が一定の率で決められたものを、それを各市町村が被保険者の方から保険税として徴収をして、必要な負担金として県に納付していくという形の中のものですから、本来基金というのはなくても運営できるということになりますけれども、それは基本的なことでもありますけれども、本町としては前から申しておりますように、今現在持っている基金もうまく運用していきたいということの中で、これは一般会計からの繰り入れということについて、ちょっと言明されているところではありませんので私のほうで今はっきりしたことは言えませんが、必要があれば本町としては継続をしていきたいと思っております。額とかそれは別といたしまして、制度としては持っておきたいと、このように思っております。

○議長（浅井武光君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） ですから、要は都道府県化以降も、それぞれの市町村が高過ぎる国保税の軽減という形で繰り入れをする。先ほどあなたが答弁されたように、繰り入れについては、これは市町村財政だよと、こういうことなんですよ。それは基本的にはそう。お伺いしたのは、厚労省は都道府県化になった以降もどういう対応をされるのか、その見解があるわけなのですが、それはどうですかということをお尋ねした。

○議長（浅井武光君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（大澤 正君） その件につきましてはちょっと私は承知しておりませんの

で、先ほど申し上げた範囲で理解をしているということでございます。

○議長（浅井武光君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 厚労省は、都道府県化をされた後も市町村の一般会計からの繰り入れは自治事務ですよ。自治事務だから、厚労省は口を出すこともしません、介入もしませんと。それぞれの市町村の判断で御自由にどうぞということなんですよ。ですから、今あなたが答弁された8,000万円が妥当かどうかはともかく、私は8,000万円以上ということになるわけですけども、先ほど申し上げたように都道府県化をするということは、例えば愛知県でいけば54の市町村、組合があるものでもう少し減るんですけども、それぞれの事業ごとに保険料の差はある。しかし、それはいずれ一本化をしていく。そういう経過の中で、いわゆる加入者への加入の負担額というのは当然強められてくる。強められたときに、ああ、そうですかという形で、そのまま住民なり加入者に負担を押しつけるということではなくて、結局そのクッションを一般会計からの繰入金でやっていくと。それは自治事務だから勝手にやりなさいよと、まあ、こういうことは言わないけど、それはあなた方の知恵の出どころですから、厚労省としては物は申しませんよと、こういうことですので。私はそういうことも含めて基本的なスタンスとしては、都道府県化になったとしても加入者の税負担軽減は貫いていただきたいということを申し上げて次に入るわけですが、要は今でもそうですし、これから都道府県化になってきて税額が均一の方へ向かっていくときに、税負担がふえてくる。税負担がふえるということと一緒の問題として、今度は県のほうから相当の圧力がかけてくるのが滞納者へのペナルティーですよ、差し押さえをします。そういう点で、幸田町は資格証明書の発行はしておりません。だから資格証明書というのは、あなたは国保の加入者ですよ。しかし、国保税を納めてないから保険証を取り上げますよ。取り上げた保険証は活用できませんから、医療機関の窓口では10割負担で医療を受けてくださいよ。言ってみれば、資格証明書であったとしても、資格があっても、医療にかかれない状況がずっと続いてくる。これは幸田町はやっておりません。ただ、いけないのは短期保険証を出してるわけだね。短期保険証という形の中で、3カ月、半年、1年という形の中で期間を短くして、有効期限が切れたら窓口で相談にいらっしやいよと。何で滞納しているんだと、保険証はここにあるよと、これが欲しかったら出せよと、こういうやり方なんだよな。幸田町の決算の中でも明らかにされておりますが、要は滞納処分にあつて差し押さえをする。あるいは、差し押さえたものについては換価をしていくというやり方について、私は、これは一つはルールを設けるべきだというふうに思うわけですが、その辺のルールについてはどういうふうに進めていかれるのか。これからますます厳しくなるような国保を含めた状況ですが、そういう滞納の人に対する対応の仕方はどう考えておられるのか、説明がいただきたい。

○議長（浅井武光君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（大澤 正君） 県一本化になりますと、納付額というのが幸田町の場合は幾らということが決まりますので、それを納めていかなければいけないことになります。その中で、滞納の方が見えますとその分、もちろん計算率の中に滞納率も若干含めて満額ではないという形では聞いておりますけれども、いずれにしても滞納がふえることに

よって幸田町が納める納付分が足りなくなるということになりますので、その点についてそこを一般財源で補うのか、それこそ滞納者の方からしっかり納めていただくかということになるわけでございます。そういう面では、滞納の処理については厳格にやっていくという必要を感じております。ただ、だからといって今までのルールを変えるという気持ちはございませんので、当面制度の成り行きを見ながら現行の対応で進めていきたいと思っております。

○議長（浅井武光君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） いわゆる滞納処分というのは、結果的には悪者扱いするんですよね。税を納めないあなたが悪いですよと、ですから差し押さえをしますよと、換価もしますよと。いわゆる処分しちゃうわけだな、換価という名前ですね。差し押さえたものを値段に置きかえて競売しちゃう、売っ払っちゃうよと。こういうことを言うと聞こえが悪いので換価という形にするわけですが、そういうものについても、これは一定のルールがあるんですよね。取れるものは何でも取っていく、滞納したのが全部悪いんだという形でいくと、個々の中にもたくさんの方がお見えになる。生活困窮者。その生活困窮者とは何ぞやというものも、基本的なものはきちんと押さえさせていただきたい。生活保護者あるいは準要保護者というものについては基本的にそういうのはないけれども、それに該当しない、あるいは私は生活保護は受けたくないという方も見える。そういう生活困窮者に対してどれだけ血の通った国保税行政を進めるかということ、現在でもそうです、さらにまた都道府県化になったとしてもそれは出てくるであろうということで、基本的なスタンスとしてどういう構えで望まれるのか、答弁がいただきたい。

○議長（浅井武光君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（大澤 正君） 現在の滞納者の方への対応ということでございますけれども、相談を受けながら、状況を聞きながら、一律に処分をするという対応ではないということでございますので、それはその方たちのいろいろな状況、またお納めいただける対応の中で相談に乗りながら進めていきたいと思っております。本町については資格証明書の発行というところはございませんので、短期保険証という形で対応していただいて、納税についての御協力、御理解をいただくという方向と、それぞれの状況に合わせて相談を受けながらという形で進んでおりますので、このスタンスについては今後も同じ形でいきたいと、このように思っております。

○議長（浅井武光君） 14番、伊藤宗次君の質疑は終わりました。

以上で、第19号議案の質疑を打ち切ります。

次に、第20号議案の質疑を行います。

14番、伊藤宗次君の質疑を許します。

14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 後期高齢者、嫌な名前だなと、私もことし後期高齢の中に入っているけどな。そういうときに、特に後期高齢という形で、昔は老人保健という形で、それぞれの市町村が財政運営も全部やっていたわけですが、それがいわゆる後期高齢ということで広域連合という形で、幸田町でいけば議長がその広域連合の議会議員という形でやっております。そうしたときに、後期高齢という形で高齢者を狙い撃ちをすると

というのが形として出てきてる。特に高齢者がこれからどンドンどンドンふえてくる、高齢化社会が進展をする、そうした中で言ってみれば早く逝ってくれやと、逝くべきところがあるんだからと。こういう形で、医療のかかわる窓口負担というのが当初は1割だったんですよ。1割負担が今は2割になり、場合によったら3割になっていくと。こういう負担がふえてくる中で、まさに長生きをするとなかなかないという形で狙い撃ちをされてくる。こういう状況についてはさらに今後進んでくるわけですが、それはどういうふうにお考えなのか。

○議長（浅井武光君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（大澤 正君） 高齢者狙い撃ちという余り意識はないんですけども、後期高齢者医療そのものは75歳以上の方が加入していただける制度のものですから、そういう意味では、ここの施策について高齢者に直接影響するという点でのお考えだというふうに思っております。今後、後期高齢者医療につきましては、負担の変化等もございまして、今議論されておりますのは保険料の軽減の見直しという形で今出ております。29年度におきましても、軽減の部分でいきますと、軽減の基準額が引き上がることによって軽減が拡大される部分もありますけれども、逆に5割軽減が2割軽減になったりとか、それから9割軽減が7割になったりという部分もありまして、そういう面では29年度全体ではどのくらい減るか、これは後期高齢のほうから実際の数字が出ないとわかりませんが、そういう形で保険料の軽減の見直しが行われると。30年度におきましては、それが幾つかの部分で廃止をされたり、さらに軽減率が落ちたりという形で考えられているようでございます。今回、本町の後期高齢の特別会計の中ではこの影響についてはまだ反映されていないということで、28年状況で予算を立てさせていただいているところでございますが、現実にはこのような変更が行われて、今後見直しがされていくというのが今大きな流れになっているということは事実でございます。

○議長（浅井武光君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 特に、こうした中でクローズアップされたというふうには言いたくはないけれども、現在はこうしたときにかかりつけ医の導入が今言われてきてるんですよね。私はかかりつけ医という物事の判断でいけば、ここで言うところのかかりつけ医というのは基本的には内科を指していると思うんですよね。例えば、私は眼科とか歯科は一定定期的に、白内障も進んできておりますので都合の悪いことは見えないようにしていることでもありますけれども、そういう内科的なかかりつけ医を私は持っていない人は結構いると思うんですよ。そうしたときに、何かあったときにかかりつけ医をどうするかという点でいけば、言い方は悪いけど場当たりのあそこの内科医へ行こう、ここへ行こうかという選択肢の中で、このかかりつけ医というものがどういうふうにも選ばれるのか、それとも一定の基準があって、内科以外あるいは外科あるいは歯科、眼科なんていったってね、これはかかりつけ医だという形で通用するかといったら、私は素人なりに考えて、それは通用しないでしょうと。外科はいいと思うけど。しかし、そういう点でこのかかりつけ医というのは非常にわかりにくいし、それのかかりつけの診断なりが求められることが今度出てくるわけですよね。そこら辺はどうなんでしょうか。

○議長（浅井武光君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（大澤 正君） かかりつけ医と言われるこの制度につきましては、後期高齢だけではなくて全般の話でございます。今、かかりつけ医というのが影響するというのは大規模病院、総合病院とかですけれども、そこの外来機能の分化をするという意味での制度の導入がされておりまして、特にこの県内でありまして500床以上の岡崎市民病院それから安城更生病院、こちらのほうにかかりつけ医の紹介をなしで外来でいきますと、初診者加算というのがたしか5,000円ぐらいだったと思いますが徴収されるというこの制度を指して言われているのではないかというふうに思っておりますけれども、ですから、一つは岡崎市民、安城更生以外の病院でいきますと、今度建設される予定の藤田病院も400床でありますので、この初診者の被紹介者初診加算ですかね、これについては加算されないということでもあります。ただ、全体の流れとして、やはり町医者の方たちとの関連を強めるというのが医療制度の大きな流れでございますので、そういう意味ではかかりつけ医というのを持っていたきたいと思っておりますけれども、それが内科でなければいけない、眼科はだめだとかそういうところまでちょっと私も承知しておりませんが、まず日々のそれぞれの方の健康状態を管理する立場にあるお医者さんをそれぞれ選んでいただいて、何かあればまず町医者の方を通して、大病院が必要であればそちらのほうに行っていただくというような大きな流れがあることは承知しているところでございます。

○議長（浅井武光君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 医者にはかかりたくはないが、しかし寄る年波とは言いませんが、かかっておかないと。そうしたときに、あなたが言われる町医者を経由して町医者の紹介状を持っていけば、500床以上の病院のほうは加算は取られませんよと。それはあるでしょう。しかし、その前段で町医者のほうに顔見知りにならなるとちょっと飛び込みで行って、かかりつけ医ということで紹介状で書いてくれというと、文書料を取られるやんな。そこら辺のプラスマイナスはどちら辺が落としどころですか。

○議長（浅井武光君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（大澤 正君） ちょっと紹介状が幾らぐらいかちょっと承知してない、多分3,000円ぐらいだろうと私の承知している範囲ではありますので、そういう面では5,000円が徴収されるのであれば2,000円は安くなるということですが、ただ、やはり町医者の方も初診料なり受診料がかかりますので、そういう面でトータルでどちらがいいかわかりませんが、基本は大病院での徴収につきましては、先ほど言いましたように外来機能を充実させるということでの施策でございますので、というのは何でもかんでも大きい病院に行ったほうがというお考えの方もお見えになって、そうではないですよ。日々の状況を見ている町医者の方にまずかかっていただいて、その上で判断をしていただきたいというのが制度の大きな流れでございますので、ちょっと損得勘定は計算したことがございませんけれども、日々の健康管理という面も含めまして、町医者の方を持っていただくほうがよるしいのではないかというふうに思っています。

○議長（浅井武光君） 14番、伊藤宗次君の質疑は終わりました。

以上で、第20号議案の質疑を打ち切ります。

次に、第21号議案の質疑を行います。

13番、丸山千代子君の質疑を許します。

13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 平成29年度から新たに新総合事業の取り組みが始まるわけでありまして、議会のたびごとに現行サービスの保障をとということで要求をしまして、新総合事業の取り組みはどの程度進んでいるのかお尋ねしたいということと、4月からの体制ができてきちんと進められることができるようになったのかどうか、伺いたいと思います。

それから、新総合事業につきましては限度額というのがありますよね。それで、予算書にも載っておりますけれども、今までの介護予防事業、地域支援事業が新総合事業へ移行ということで廃目、廃目となっております、金額も出ておりますが、その中でこの中を見ますとそんなに金額的には、予算的には変わったようには見えないわけですが、その辺のところはどうなのかということでございます。

それから次に、やはり新総合事業の受け皿となるということで町の生きがいデイサービス、この充実も求められているわけですが、実際にこれがどうなっているのかということでございますけれども、これについてお答えいただきたいと思います。

○議長（浅井武光君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（大澤 正君） 介護保険の新総合事業の関係の御質問でございます。新総合事業が始まるに当たっての準備状況ということでございますが、町といたしましてはまず予算措置の関係で行わせていただいております。地域支援事業費というのが予算書でいくと278ページぐらいになるかと思っておりますけれども、地域支援事業というのがうたってございまして、これが全体では9,200万を超える額になっております。中では、介護予防・生活支援サービス事業として幾つかのものがございまして、その中で特に新総合介護予防サービス給付費というのがございまして、こちらのほうが1,886万6,000円でございますけれども、これが事業の給付費に当たるものでございます。ほかにケアマネジメントをするための費用300万ですとかを含めまして3,400万が介護予防・生活支援サービス事業、それから一般介護予防といたしまして予防教室等の予算を持っておりますけれども、公文式で認知症の方々の予防対策教室をやっていただくというような形で190万ほどの予算を上げてございます。それから、包括的支援任意事業といたしまして、従前の包括支援事業の委託費が3,895万3,000円になりますけれども、あわせて任意事業も360万ほど持っております。これはげんきかいが主な事業でございます。あと認知症の総合支援事業といたしまして、認知症カフェですとか認知症初期集中支援事業の立ち上げというような形でそれぞれ予算を持たせていただいているところでございます。この予算をもちまして29年度をスタートさせるという、予算的な措置としてはこのようにさせていただいているところでございます。その受け皿というんですか、事業としてサービスがどのようになっているかということでございますが、ここににつきましてはまだまだ私たちの考えているところまでは達していないというのが正直なところでございます。事業におきましても、現行サー

ビスを引き継ぐ、やっていただけるというのが現在3カ所、訪問系が2カ所それから通所系が1カ所という形で、事業の手を挙げていただいているところでございます。それから緩和型ということで、こちらにつきましては通所型になりますけれども1カ所あるということで、まだちょっと事業的には不足してるかなというのが現在のところでございます。ただ、いろいろな事業所を集めまして、今後の事業の受け皿となつていただくようなところについての会議は開いておまして、その中でもいろいろな反応が出ております。これにつきましては再度プッシュをしながら、事業所となつて受けていただくと、手挙げをしていただくということで、事業所の拡大につきましては図っていききたいと、このように思っております。ただ、この総合事業に移行した場合におきましても、4月からすぐということではなくて、要支援の方たちについて現在使っているサービスについては、更新がされるまでは現行のサービスを使えるというルールでございますので、そういう意味では新規の方、それから更新が早く来られる方についての対応が最重要課題になりますけれども、その範囲でいけば先ほど挙げたような事業所が当面4月に動いておれば何とか対応できるというふうに判断をしているところでございます。あと、予防としての生きがいデイサービスでございますけれども、ここにつきましては、やはり総合事業の中には入っていない事業でございます。過去、要支援にもならないような軽度の方たちの受け入れ、日中独居になるような方たちの受け入れを生きがいデイサービス、これは一般会計になりますけれども、受け入れさせていただいているところでございます。これにつきましては事業の整備につきましては今の課題となっておりますが、当面老人福祉センターの中で行わせていただいております。ことし、入り口、階段の改修、それからエレベーター等もつけさせていただいて、施設の整備を少しずつ進めているところでございますけれども、ただこのデイサービスルームにつきましては御指摘いただいたような形で段差があったりとかいうことでありますので、この辺の整備につきましては今後の課題というふうに考えているところでございます。

○議長（浅井武光君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 要支援1・2の方の訪問ヘルプサービス事業とそれからデイサービス、これがいわゆる新総合事業のほうに移行をするということでございますけれども、受ける事業所がこの単価が安くなってしまうということで、なかなか今度は事業所が事業として成り立たない実態も出てくる可能性もあるわけでありまして。ですから、そうした点でなかなか受け手がないということも言えるのではないかなと思います。そうした点で、なかなか事業所の拡大が図られないということでもあります。当面更新が早く来る人が対応をどうするかということも問題です。また新規の方につきましては、これはチェックリストも導入をされて介護認定も受けられないということにもなってくるわけでございますので、そうした点でチェックリストで振り分けをしないで、やはり希望があればきちんと要介護認定へ進むように、これは担当としてもやはり介護サービスの低下につながる取り組みというのは必要ではないかというふうに思いますので、そうした点で、その体制づくりがどれぐらいになるとスムーズに移行できるようになるのかということでございます。

また緩和型、これにつきましては時間短縮のデイサービスや支援があるわけですので、

そうした点で、やはりこれが現行サービスの低下につながるのではないかなというふうに思うわけですが、この緩和型の施設サービス、これについて先ほど1カ所と言われましたけれども、十分提供できるようになるのか、この点についてもお尋ねしたいと思います。

○議長（浅井武光君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（大澤 正君） 今後の4月以降の動きでございます。特にチェックリストの件について御指摘をいただきました。当初からいろいろなところで説明をさせていただいているわけですが、チェックリストの導入は、これは必ずということではなくて、御本人の希望が認定をしてほしいと、認定審査にかけてほしいと御要望があれば、そちらを優先するという形で現在考えております。チェックリストを使うというのは、例えば使いたいサービスが限定している場合、認定審査会を通じて決定するとなると認定調査も含めまして1カ月以上がかかるというような中で、それをスピーディーにするために、特定の使いたいサービスがあればまずチェックリストで入っていただいて、その場でケアプランをつくっていくというような形で対応をしていきたいというのが現在の考えでございます。チェックリストにつきましては包括支援センターのほうを担当するというので、事務分担を決めております。包括のほうがチェックリストを使ってそれぞれの方の状態を確認した上で、そこですぐプランをつくっていくという形でタイムリーに対応できるのではないかと、それが今回の総合事業の一つの利点かなというふうに思っております。ただ、先ほど言いましたように、受けるサービスの量というところでいきますと、先ほどのまだ十分ではないということです。それと、総合事業にうたわれている事業以外に町で行っておりますげんきかいですとか、地域で行っていただいておりますふれあいサロンですとか、機能向上訓練とかいろいろなメニューがございますので、必ずしも今までの介護保険制度の中でのサービスに近いものではなくて新しいそういう訓練的なところ、当面町が実施することになりますけれども、そういうサービスも使っていただいて、日常生活に支障のないような形でお暮らしいただければというふうに思っているわけでございます。

あと、緩和式の単価でございますけれども、訪問介護の緩和式でいきますと、1週間120分までということで1回30分が最低利用時間数として、以降15分ずつの単位という形で使っていただくというふうに思っております。この給付費につきましては、60分で980単位、掛ける10ということですから9,800円ということになりますけれども、120分の場合ですと1,960単位になりますから1万9,600円というのがこの事業の単価になりますので、そういう形で受けていただけたところをこれからふやしていくということで、訪問系についてはそんな形で事業をふやしていきたいというふうに思っております。もちろんこれだけで総合事業だけで単独でやるというのは、事業的にも非常に経費的にも難しいということでもありますので、従前の介護保険制度の中でのサービスを行っていただく方が合わせて総合事業の緩和サービス等もやっただけならば一番効率がいいかなというふうに思っておりますので、そういう意味でのサービス事業者の方たちへの働きを今後もしていきたいと、このように考えております。

○議長（浅井武光君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 新総合事業の取り組みであります。先ほども言いましたように、これは限度額というものがあるわけですね。それで、先ほどは総事業費が9,200万というふうに言われたわけですが、これはまだ移行がなかなか進まない中の事業費ということから考えれば、限度額としては幸田町の場合は幾らを設定されているのか、それについてお尋ねしたいと思います。

○議長（浅井武光君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（大澤 正君） この金額についての算定というのは実はしてございません。それぞれのサービス単位で、先ほど言いましたように緩和式であれば1週間120分までとか、いろいろな各制限の中でお考えいただきたいと思っております。特に地域支援事業全体では9,200万円となっておりますが、先ほど言ったように事業でいきますと新総合介護予防サービス給付費、これは1,886万円ですので、これが基本的にはサービス給付費の全体額というのになるわけでございますけれども、先ほど申しましたように、それ以外に認知症のいろいろなサービスをそちらのほうも使っていただくことによって全体的には9,000万を超える、これも包括を除けば6,000万ぐらいということになるわけでございますけれども、そのサービスの中で日々の支援を受けていただくというような形で事業を展開していただきたいと、このように思っているところでございます。

○健康福祉部長（大澤 正君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 今言われました1,800万、これは予算書の中ではどこに位置するわけでしょうか、お尋ねしたいと思います。それで、実際に国がやりましたところの限度額というのがこれに相当するということで理解してもよろしいでしょうか。

○議長（浅井武光君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（大澤 正君） 予算書でいきますと278、279ページになりますけれども、事業費でいきますと35款地域支援事業、20項の介護予防・生活支援サービス事業費の中の10目の介護予防・生活支援サービス事業費の欄の中にございまして、新総合事業型介護予防サービス給付費1,886万6,000円というのが先ほど言った額になります。ただ、これは先ほど言いましたように、これだけが総合事業ではなくて、先ほど言った通所型ですとか訪問型、そういうものの形の事業給付費がこちらにあらわれてございまして、それ以外のいろいろなサービスにつきましてはこの地域支援事業の中、また一般介護予防事業それぞれ割り振ってやっておりますので、それぞれに合ったサービスを使っていただくというのがこれからのサービスのあり方かなと、このように思っております。

○議長（浅井武光君） 13番、丸山千代子君の質疑は終わりました。

次に、14番、伊藤宗次君の質疑を許します。

14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） そもそも総合事業と名前はいいけれども、具体的な内容は何なのかといったら、結局、要支援の訪問看護と通所介護を保険給付から外して、民間のボランティアなどにやらせる仕事、わかりやすく言えばね。それが総合事業ということですね。これを先取りした自治体があらわれてきているわけですが、そういう自治体ではど

ういう状況が生まれているのか説明がいただきたい。

○議長（浅井武光君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（大澤 正君） 議員が言われるような事例が私は思い当たりませんので、申しわけございません。

○議長（浅井武光君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 具体的に自治体名を挙げるといささか問題があるかと思うので申し上げますが、要は研修を受けた一般市民による安上がりのサービス代行だと。それは単なる家事を代行するだけだよ、こういう実態が生まれております。それをあなた方は言葉をオブラートに包んで、これが新総合事業ですよという形で保険外しをやる。保険外しをやられたら、その対象者たる住民はとんでもない目に遭うと。こういう状況にあるわけですが、そうした点で幸田町がただ単なる研修を受けた、研修を受けると一定の資格が、公的資格じゃなくて研修を受けましたよという資格が生きてきて、資格があるから私は代行ができるんだよというやってやった仕事が家事の代行だと。だったら要支援や要介護や訪問看護にかかわってきた人たち、それは当事者ですよ、かかわったその事業じゃなくて本人自身が、そういう対象になった人たちが総合事業という名前で家事代行の人が入ってくるという点でいけば、制度的にはどうですかということなんですよね。これは介護保険ができた当初、議員の中のごく少ない人ですけれども、介護保険が生まれる寸前にさくら会館で議員研修会をやって、その制度を構築した幸田出身の国家公務員の話も聞きました。その直後に、この介護保険というのは保険あって介護なしじゃないかという実態が明らかになってきた。しかし、それは何の改善もされずにどんどんどんどん改悪されて、保険あって介護なしだよ。だから、保険制度というものはあっても、要支援や訪問介護はもう介護保険の対象外に外しちゃうという中で、こういう新総合事業という形に移行をしてくるということですよ。こうした中で、さらなる介護保険の改悪というのが今ひそかにと言ったらあかんよな、一定進んでいるわけです。そういう点で今申し上げるのは、いわゆる混合介護と。いわゆる保険対象の介護と保険外給付の対象と。保険外給付なんていうのは保険にならへんだらうけど。保険対象か保険外かと、それをミックスすることによって混合という名前に変えて混合介護、こういう議論が随分進んでいると。そういう中で、まともな介護を受けたかったら保険対象の介護と。自腹を切って保険対象外のやつをやって、それをミックスしてやるのもありと、制度として並行的にやろうという動きがございます。そこら辺の状況はどういうふうになっておりますか。

○議長（浅井武光君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（大澤 正君） 事例を挙げていただきまして、多分言われるのは訪問型サービスBという形で、住民主体による支援という形の中身になっております。これはボランティア団体等が主体となっていくところでございます、訪問型ですからヘルパー事業でございますけれども、身体介護を伴わないサービスを行っていただくということでもあります。これは言われたように特別な資格ということではなくて、研修等を受けていただいた方たちが当たっていただく。町といたしましても、この辺につきましては例えばですけども、シルバー人材センター等の会員の方たちがこういう立場でそれぞれ

必要な方の御家庭に入っていただいて、生活支援をしていただくという形のサービスができればなというふうに思っているところもございます。確かに介護保険という制度の中で、本来の要介護・要支援の給付費以外のところでこのサービスが総合事業は展開されるわけでございますので、介護保険外しという感覚もとられるかもしれませんが、この運営費の幾分かは介護保険としていただいた保険料それから国の費用も含めまして、大きな枠でいくと介護保険の会計の中で行われていることでございますので、必ずしも介護保険枠外ということではないというふうに私は理解しているわけでございます。今後、混合サービスというんですか、そういう形の対応という、どこまで議論をされているのか私は承知しておりませんが、多分そういう決められたきちんと資格を持ちながらサービス事業として成り立っているところのサービスと、それからボランティアさん、地域の方々、見守りも含めてになると思いますけれども、そういう方たちを合わせて総合的に支援をしていくというのがある意味これからのスタイルかなと。地域包括ケアという大きなシステムというんですか、つくらなければいけないという中で、そういう意味での広い意味での公的サービスと、互助というんですか共助というんですか、そういうサービスも合わせながら地域の中で高齢者の方に暮らしていただく。こういうような制度がこれから進んでいくことには多分間違いないと、このように考えております。

○議長（浅井武光君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 要は、一つは総合事業というものの性格からいったら、いわゆる保険を外して安価なサービスを提供しますよという形で、安価なサービスを提供しますよと言いながら、安かろう悪かろうということですよ。だから、結局そういうボランティアを含めた代行というものが認められてくる。それは単なる家事の代行をする。こういうことによって、支援を受けた当事者の生活する意欲がなくなってくるわけですよ。一定あったときにはいろいろなサポートをしながら、自立できるような支援体制を組むけれども、私はボランティアですよという形で、いいかげんにするということは申し上げておりません。しかし、今までの介護の対応、要支援あるいは訪問看護という形で受けてきた支援に比べれば、やっぱり生活支援で生活意欲を喚起させるという点では非常に問題が出てくるであろうし、いわゆる家事の代行ということになりますと、そういう人たちが往々に陥っていくのが認知症の問題。だけど、認知症をどうやって見抜くかという専門的な知識もない。ただ、きのうに比べてちょっと元気がないかな、次に来たときになったら元気になってくれるといいなという、そういう点からいくと、それぞれに置かれている状況を専門的な知見を持った人たちが当たらないで、安上がりで総合的な事業だよという形でくるというのに私は非常に問題があるなと。そういうところに移行していく、そうしたときには、やっぱり最低限の歯どめをあなた方が設けないといかんですよ。制度的にボランティアでもいいですよという形になってくることは間違いありません。しかし、それに依拠するのではなくて、事業そのものが生活意欲を喚起させる、あるいは対象者のちょっとした異変に気づいてそれなりのサポートができるような、やっぱりそういう体制づくりはどうしても必要だろうなというふうで、やっぱりそういう取り組みは中心の中にしっかりと据えていただきたい。

それから混合介護の関係で、要は、これはまだ議論の真っ最中とは言いませんが、ほぼほぼ方向性が出てきていつから実証するかということになると、今は若干の議論があるというだけの問題。要は、ここからここまでは介護保険ですよと。ここからこっち側は介護保険外ですよとなると、何ができてくるか。お金ですよ。金があるか、金持ちかどうかという点から、それが重しにかけられて、お金のある人は保険外給付でも必要にして十分な介護が受けられるよと。そういうことになると、結局命の値段も、介護の必要度も、金によって推しはかられていくという点からいけば、先ほど申し上げた制度そのものが保険あって介護なしというところに、どんどんどんどん私は深みにはまっていこうと。そういうものを言葉では言いながら、今国会の議論の中でもやられておりますが、そういったときに高齢化社会が進展をしていく、進展していけばいくほど落とし穴がつくってあるよという、こういう社会が今つくられようとしているという点でいけば、この介護保険というのが今どういうふうな形で改悪をされていくかという点はよく見ていく必要があるなというふうに思う。したがって、先ほど申し上げた、要は新総合事業の中で見守りをすればいいよという対応はやめていただきたい。それは限界があることも事実。ただ、そういうことだけでは余りにも総合事業という内容がお粗末なことを露呈をするわけですが、そのことによって犠牲になるのは住民ですから。やっぱり、そこら辺はきちんとサポートできるような体制は整えていただきたい。

○議長（浅井武光君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（大澤 正君） 今後の介護保険のあり方ということに係るかと思えますけれども、基本でございますが、介護保険全ての方がこちらの総合事業ということではなくて、あくまでも要支援の方が現在、健康な方も含めてが対象となっております。ですから、本当に必要になって介護度の高い要介護になるような方についてはきちんと介護保険を受けていただいて、介護保険サービスを受けるということは、介護保険特会も19億予算をいただいておりますので、その大きなところで使っていただくことには変わりありませんのでお願いしたいと思います。

ただ、見守りにつきましては、見守りをすればいいということではなくて、地域でそういう方たちを見守って何か異変があった場合はそれぞれサポートをしていく、それは連絡先が包括支援センターであったり幸田町であったりということになるかと思えますが、そういうネットワークを張りめぐらせていくということで、異変を早く察知するというようなシステムをつくっていきたい。特に御心配いただいていた認知症になってしまうのではないかとという中で、29年度予算にも上げてありますけれども、認知症の初期集中支援チームというのを立ち上げを予定しております、これは認知症の専門の医者も含めまして早期の対応、これは窓口でお話を聞くというよりも、何かあればその場へ飛んでいくというような形のチーム構成をしてくる予定でありますので、そういう方たちの連絡も含めて見守りは重要だと思っておりますので、そういう体制を含めながらまた介護保険の充実、また利用者の方たちに安心して使っていただくような制度として、今後も内容については充実を図っていきたく、このように思っております。

○議長（浅井武光君） 14番、伊藤宗次君の質疑は終わりました。

以上で、第21号議案の質疑を打ち切ります。

ここで、途中ではありますけれども、10分間の休憩といたします。

休憩 午後 1時56分

---

再開 午後 2時06分

○議長（浅井武光君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、第22号議案の質疑を行います。

本件は通告なしであります。

以上で、第22号議案の質疑を打ち切ります。

次に、第23号議案の質疑を行います。

13番、丸山千代子君の質疑を許します。

13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 町長が施政方針で農業集落排水10地区の公共下水道への接続に向けた各種手続に取り組むということを表明をされております。昨年の福祉産業建設委員会でもこの計画が明らかにされ、その10地区についても明らかにされてきたところでございますが、この公共下水道への接続計画がどれぐらいまでに完了をする予定なのか、またそれが予算としてどのように位置づけられたのかお尋ねしたいと思います。予算書を見る限りでは余りないようございますが、その点についてお尋ねしたいと思います。

次に、使用料の引き上げが12月議会で行われたところでありますが、この使用料の増収見込み、引き上げによる増収見込みについて金額をお答えいただきたいと思っております。

○議長（浅井武光君） 建設部長。

○建設部長（近藤 学君） 昨年の8月と11月の協議会で上げさせていただきましたいわゆる農業集落排水の公共下水道への接続ということでございますけれども、昨年度の使用料も含めて3つの課題を含めたいわゆる下水道の持続的な経営をするためにというような議論をさせていただいた中で、集落排水についても平成25年から国の指針に基づいて取り組んできたわけですが、平成28年度、今年度になってようやくそういった議論も踏まえて接続の方向へ展開ができるようになったということで、実際に若干経過を説明させていただきますと、昨年の10月に県のほうで、これは農業集落排水を所管する愛知県の農林水産部のほうで協議をさせていただきまして、先月の2月3日にいわゆる事前協議という形で、農業集落排水の農林水産部としてはこういったものを接続していくことに対しては、10地区の了解をいただいたというのが直近の状態でございます。さらに、そういったものを受けて、その中には今後のことも含めて計画づくりをということでありまして、実際にはつい今週の火曜日ですが、2月7日に愛知県知事のほうから、こういった取り組みについての協議について今後異存なし、協議についての異存はないというような回答をいただきました。そういった面でもより具体的に協議会以降は話が進んできているという状況であります。なお、この内容については、10地区のうち1つは蒲郡のほうへつなぐという南部処理区のほうも逆川がございますので、そういったものも蒲郡市とも調整を進めているという形で、おおむね全て了解をいただいているということでございます。

実際に取り組むスケジュールの御質問でございますけれども、実は国から示された前回協議した内容につきましては、今ある集落排水の施設をどうするかという形が課題としてあると。いわゆる財産を処分することになると補助金の返還ということになりますので、それは長期に利用してもらえば補助金返還はないですよというような回答もいただいているという中で、今現在我々の所管の中で議論を始めているのが、これを長期の利用計画を持ちたいという形で今議論をし始めているということで、来年度につきましては、利用計画を示すための検討をやっというということであります。具体的に申し上げますと、例えば防災資材倉庫にしていくとか、雨水貯留システムにしていくとか、マンホールトイレとか、いろいろな利用の仕方は10地区ございますので、そういった部分の何とか補助金返還なしの形で取り組む方法をこれから検討していき協議をしていこうという考え方がございます。そういったことを29年度はとり行うということで、特に今現在これに対する新年度予算に対しては組み込んでいないというのが実情でございます。

その後の予定も申し上げさせていただきますと、今のところこの10地区を年間2地区程度を接続させていこうということで、最初の2地区について今予定としましては平成30年度に下水道法の事業認可を取って、その後設計を31年度に行い、早く進めていけば32年度に工事、接続が早い地区では33年度に接続できるのではないかとこの運びになっております。そういった形で順調にいけば、年間2カ所といけば33年度から5カ年ということになりますと37年度、37年度までに10地区を公共下水道のほうへ接続させていきたいというような考え方で今始めているということでございます。したがって、来年度予算についてはこういった部分は反映してございませぬけれども、それ以降の取り組みとして行っていきたいというふうに考えております。

2点目の使用料の関係でございますけれども、12月議会のほうで御理解をいただきまして、条例を改定して、また広報などにも載せさせていただきますながら、来年度予算の中で組み込んでございます金額が予算書にございますように、集落排水としては9,150万1,000円という形でございます。今年度の28年度の使用料の収入の推計に来年度のそういったおおむね10%上昇ということで、その分を見込んでおりますが、今年度見込みをまだ概算ですけれども8,450万ほどを見込み、そこに10%分の増ですけれども、6回の支払いのうち1回はまだ前年度分ということで上昇しておりませんので、残りの6分の5部分をこの予算に反映させていただいたということで、8,450万に700万を増額させていただいて、9,150万を予算計上をさせていただいているということでございます。

○議長（浅井武光君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 要するに、これから10地区の接続に向けて、いろいろと計画書づくりを行うということでございますが、それにつきましてやはり地元での協議というものもやっていかなければならないし、また要望というものもあるかというふうに思うわけでありまして、そうした地元負担が求められてきているものでありますので、やはり地元の意向というものも尊重しながら、また補助金の返還がないように計画づくりをしていっていただきたいというふうに思います。

それから、増収見込みでありますけれども、今は700万ほどと言われましたけれども、これは3,000戸の使用料ということで引き上げた金額、いわゆる純増収分につきましては700万ということで理解してよろしいでしょうか。

○議長（浅井武光君） 建設部長。

○建設部長（近藤 学君） 集落排水の統合につきましては、地元負担というか、いわゆる行政負担ですね、長期利用としての改装とかそういった旨がありますので、そういった分の経費をなるべく抑えながら、ある施設を友好的にストック活用していくというふうな考え方で取り組んでいきたいというふうに思っております。また、12月の議会で答弁させていただいた金額としましては936万5,000円が、平成27年度調定額の推計からすると936万5,000円が増額というふうな、資料にも書かせていただいたということでございますけれども、今回の予算計上につきましては、いわゆる調定ベースでもなく予算ベースでもなくまず決算見込みを出してみようと、28年度の今年度の決算見込みを出した上でその10%アップに。実際にはその10%アップ分は6分の5をさせていただいているということから、930万ではなく700万という形が足し込むとも違っておりますけれども、そういう面では決算ベースを見込んで700万を足し9,150万という形で、集落排水の場合はそういう形で推計をさせていただいているということでございまして、昨年、年末12月の議会などでのそういった936万5,000円との数字というのは、そういった乖離があるというようなことでいいかと思えます。

○議長（浅井武光君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 5月の徴収分が引き上げ前の分に計算されるということで、これが予算書の中では6分の5の引き上げ分を計上したということでありまして、しかしながら年間でやりますと、例えば平成29年度分の引き上げ分が影響してくるのは平成30年の5月も影響をしてくるわけでありまして、トータル1年として考えれば、やはり年間で住民負担が幾らになったのかということでお答えいただけたらと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（浅井武光君） 建設部長。

○建設部長（近藤 学君） 失礼しました。今6分の5をしておりますので、単純にそのまま6分の6という形にすれば845万ということになります、あくまでも来年度の収入に入る部分は6分の5ということでございます。よろしく願いいたします。

○議長（浅井武光君） 13番、丸山千代子君の質疑は終わりました。

以上で、第23号議案の質疑を打ち切ります。

次に、第24号議案の質疑を行います。

13番、丸山千代子君の質疑を許します。

13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 集落排水の公共下水道への接続が5年間かけて行うということでありまして、集落排水の接続と合わせて企業会計への移行ということで、前にもそういう方向性を出していただいたわけでありまして、この町長の施政方針でも移行に取り組むというふうに書いてございますが、前回、以前に企業会計への計画をし

ていく中で、たしか債務負担行為で上げながら計画をしていく、その考えが出されたわけでありますけれども、今回は公営企業会計への移行というのはどれぐらいから考えられているのか、その点についてもお尋ねしたいというふうに思います。やはり、今の特別会計と違いまして企業会計になりますと独立採算制が求められてまいりますので、そうした点でいえば、これは住民負担が強められるということも考えられるわけでありませう。そうした点で、この移行というものがどういう計画になっているのか、これについてお尋ねしたいと思います。また、同じように使用料の引き上げによる増収見込み、これについてもお答えがいただきたいと思います。これは6分の5で結構でございますので、よろしく願います。

○議長（浅井武光君） 建設部長。

○建設部長（近藤 学君） 公営企業会計化のほうの関係でございますけれども、今現在取り組んでいる内容としましては、公営企業化いわゆる法適化の移行の基本方針を今策定しているところでございます。その方針に基づいて取り組みを行っていくということと、来年度予算の中には会計システム構築とか関係部署の協議、資産調査、雨水とか新規接続、こういったものを来年度予算の中に合わせ4,766万ほど計上させていただいているというのが来年度予算の中でございます。こういった部分では、今近隣の市町を含めて愛知県の中では、国で言う人口3万人以上のところについては取り組むように要請が上がってきています。そういった面に乗りながら、愛知県の中でも移行済みが10市、取り組み中が37市町、これは幸田町も入れて取り組み中という考え方をすると37市町、そして未着手が7町村、7町村が人口3万人未満ということで、飛島村とか大口町とか美浜町とか南知多町とか豊山町、東栄町、豊根村、この7町村が人口3万人未満の中で着手を今のところ予定をしていない。ちなみに東栄設楽は時期的には今目標として平成32年という形には間に合わないけれども、その後は考えていきたいというふうなことを検討しているようではございますけれども、それだけ愛知県の中でも人口3万人以上は全て取り組んでいくという形になっていきますので、それに乗って幸田町につきましても来年度予算に計上させていただきながら、30年度にはそういった企業会計に向けたいわゆる制度的な面、法的な手続を30年度に行いながら、会計シミュレーションも行いながら、早ければ31年の4月に運行、移行、運用したいと。国としては32年4月からということでございますので、若干この辺は取り組み状況によっては1年延びるかもしれませんが、いろいろな面で今後の基本方針を策定した上で取り組んでいく形で考えているという状況でございます。

なお、その移行の仕方、中身につきましては協議会の中でも説明させていただいたかと思っておりますけれども、いわゆる全てを適用させるのではなく一部適用という形で、もちろん集落排水は統合を前提と考えていますので適用しないという形で、公共下水道のほうの適用を考えていると。あと、適用の仕方も任意の適用ですので、人事とか職員関係また会計の管理者等の事務委任等などについては今後の検討になりますけれども、そういった部分は今までと余り変わらずに、ここで求められているのはいわゆる財務規定ですね、予算と経理方式、これを移行するという形で財務規定のみの公営企業会計というものを、今の時点で一部適用を考えていけたらということしております。そういった面で、

今後の部分では取り組みをこれから始めていくという形でございます。なお、今年度も資産調査は行っております。この資産調査は下水道法に基づく部分で、いずれにしてもやらなければいけないという部分がございますので、そういった企業会計にも備えた分でございますけれども、いわゆる財産管理として資産調査のほうをとり行ってきているというような状況でございます。

あと、2点目のほうの使用料のほうの部分で、先ほどの集落排水と同じような答弁をさせていただきますと、昨年12月議会もしくは11月の協議会で説明させていただいた想定する平成27年度の調定額をベースに推計した金額は2,655万9,000円という形が増額見込みという形で説明をさせていただき、資料も配らせていただいたということでございますけれども、公共下水道の来年度の予算につきましては、実際に使用料の今年度見込みに集落排水と違ってこれはふえていく、年間大体5%ずつ、使用料の改定をせずにしても5%ずつふえているという、接続がふえているので。そういう面では5%を足した上で、その5%を足した部分と先ほどの6分の5という形の金額を足させていただいて、総額として2億7,500万という形で予算に計上させていただいているということでございます。予算ベースの増額では4,100万ほどのこれについては増額になっていきますけれども、その中には先ほどの2,600万と想定されていたものと5%の増加、こういったものを加味した上で予算計上は4,100万と大きな数字になっておりますけれども、合わせたもので2億7,500万を来年度予算として計上させていただいているものでございます。

以上です。

○議長（浅井武光君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 公営企業への移行が一部移行ということで、予算と財務規定だよということで、一部適用ですね。そうしますと、人件費とかそういうのは抜くわけがありますが、企業会計にいたしますとこれは一般会計からの繰り入れというのではないわけですが、一部適用となりますと一般会計からの繰り入れというのは、これはどうなるのでしょうか。その点についてお答えいただきたいというふうに思います。また、やはり毎日生活の中で使う文化的な生活を営む上での下水道でございます。そうした点で、やはりこれが企業会計になって住民負担がさらにアップするとなれば、すごい大変になってくるわけでありまして。その点はいかがでしょうか。

○議長（浅井武光君） 建設部長。

○建設部長（近藤 学君） 企業会計のほうは財務規定については移行するという形になりますので、いわゆる公営企業会計のほうになってくると。もちろん繰入金につきましても繰入金という処理の中でございますし、これは繰入基準がございます。今現在もありますけれども、そういったもので基準外と基準内、こういったものも移行後もスムーズにいったとしても、ほかの市町もそうですけれども、やはり繰り入れについては基準外も行いながらやっているという状況でございます。

なお、2点目の料金の関係での部分での御質問でございますけれども、生活を圧迫するのではないかとかいろいろな部分で御意見をいただいております。その辺はなるべく周知もしっかりさせていただきながら、御理解を得ながら、またこういった企業会計と

集落排水の接続で料金のこういった持続的な下水道を取り組むためにはいたし方ないという部分も御理解いただきながら進めていきたいと思っております。よろしく申し上げます。

○議長（浅井武光君） 13番、丸山千代子君の質疑は終わりました。

以上で、第24号議案の質疑を打ち切ります。

次に、第25号議案の質疑を行います。

8番、中根久治君の質疑を許します。

8番、中根君。

○8番（中根久治君） 第25号議案でございます。公益的収支営業外収益という、このどこから読んでもわからないようなことについてお聞きしたいというふうに思っております。本当に申しわけありませんが、初めてこの分野で質問をさせていただくものですから、時間はたっぷりありますので十分に時間をかけて易しく私に答弁いただければありがたいと思っております。最後がどうもちんぷんかんぷんな質問で申しわけありませんが、お願いをします。

この中の他会計補助金ということで、児童手当支給補助金というのがこの中に出ています。何でここに児童手当という言葉が顔を出すのだろうかというのが素朴な疑問でありまして、そもそもこの児童手当というのはどこから入ってきて、どこへ出ていくのかと。それがなぜ水道関係と関係あるのかということ、まず一度わかりやすく教えていただきたいというふうに思っております。この言葉を探って、この厚い予算書を全部見ましたが、この児童手当という言葉が出てくるのはもちろん一般会計の中にもありますが、あと特別会計でいえば幸田駅前云々というのと集落排水云々というところにも入っておりますが、これはどこから出て、どういう目的でここに入ってきて、どういう形で外へ出ていくのかというところは、お互いに全部違うんだろなと思うんですね。これは町民向けなのかまたは職員向けなのかという分も多分違いがあるだろうと思しますので、この点がわかりやすくなれば、次からは先ほど答弁のあった近藤部長の言うことがわかるようになってくるかなと思しますので、よろしく申し上げます。

○議長（浅井武光君） 環境経済部長。

○環境経済部長（伊澤正美君） それでは、児童手当ということでありますので、畑がちょっと違いますけれども、私が理解している範囲内で説明していきたいと思っておりますのでよろしく申し上げます。

児童手当は支給があるわけでありまして、この児童手当につきまして国庫負担金のほうから町には今入ってきております、予算上も。それから、中学を卒業するまでの間児童手当が出るわけなのですが、公務員につきましては所属する勤務先から支給をされております。ですから、国から国庫負担金の6億736万円は公務員以外の町内の中学校卒業前の児童を養育している方の支給分となります。職員につきましては、町から交付するわけなのですが、その児童手当の財源といたしましては普通交付税となります。本町の場合は普通交付税の交付はありませんので、自己財源となっております。そこで水道事業のほうの水道事業収益、営業外収益、他会計補助金、一般会計補助金のこの児童手当支給補助金等ということで水道事業にあるわけなのですが、地方公営企業は独立

採算が原則であります。しかし、地方公営企業法上その性質上、企業の経営に伴う収入をもって当てるのが適当でない経費につきましては、補助金などで一般会計が負担するとされております。毎年総務省のほうから地方公営企業繰出金について通知というのがありまして、この通知の中に地方公営企業職員に係る児童手当に要する経費を繰り出すことができるとあります。これによりまして、水道事業においても一般会計から繰り出しをいただいているということでございます。

以上です。

○議長（浅井武光君） 8番、中根君。

○8番（中根久治君） よくわかりませんでした。要するに、役場の職員の家庭にはお金が出るわけですね、児童手当がね。それはどこからのお金がどのように流れていくかということをもう一度お願いします。それがわかれば大体わかったと思います。

○議長（浅井武光君） 環境経済部長。

○環境経済部長（伊澤正美君） 児童手当は町内の人の皆さんに出るわけなのですが、私たち公務員は町のほうから支給されるんです。公務員以外の方々はこども課のほうから支給、国庫補助金で国からのお金を支給しているわけで、私たち職員分については普通交付税の算定対象になるということで、幸田町は不交付団体ですので町費で子ども手当を出しているわけなのですが、公営企業の職員につきましては同じように公営企業の皆さんの水道料金から払うわけではなくて、町からの繰出金で支給するということです。

○議長（浅井武光君） 答弁を企画部長、お願いします。

○企画部長（桐戸博康君） 済みません、職員の児童手当の関係ですので私のほうから答弁させていただきます。

児童手当というのは児童手当法というのがございまして、18条第4項第3号に市町村長またはその委託を受けたものが認定をした地方公務員に対する児童手当の支給に要する費用は、当該市町村が面倒をみなさいという規定がございまして、いたがいまして、企業会計であります水道会計で人件費を持っておりますので、その児童手当相当分を総務費の総務一般事業から水道会計のほうにその財源を繰り出しをしております。それが50万ということなんですけれども、そういう流れになっております。特別会計でいきますと、今は法非適ですけれども公営企業会計、下水だとか集排についてはその会計で人件費を持っておりますので、それ相当分は一般会計からの繰出金の中に財源として含まれておりますという一般会計と特別会計、一般会計と水道会計、そのお金のやりとりであります、この補助金というのは、わかりましたでしょうか。この地方公務員のこの財源は、先ほどお話の中にありましたけれども、地方交付税の中で需要額として算定はされております。ただし、幸田町は不交付ですので、町民の皆さんからいただいた税金で補填をするという仕組みになっております。

以上であります。

○議長（浅井武光君） 8番、中根君。

○8番（中根久治君） ありがとうございます。

ということは、特別会計の部分の中でそういうふうに予算を持ってないところもあるわけですかね。出てくるのは、先ほど言いましたように2つぐらいありましたよね。そ

れ以外は出てこないんですね、幸田駅前云々というのと集落排水云々と。そこには児童手当で30万と書いてあるのですが、ほかは出てこないもので。ほかは違うところから出てくるのかと。そういうことがありまして、それに該当する子どもがいなければ出てこないと思うのですが、そういう意味かなというふうなことで、よければそれで納得します。ありがとうございました。これで、ちょっと町の職員の試験には通らないなと思ったものですから。

○議長（浅井武光君） 企画部長。

○企画部長（桐戸博康君） 今言われたとおり、国保だとか後期高齢介護には特別会計で人件費は持っておりません。これは一般会計の中で計上をしてございます。公務員の会計というのは一般会計と特別会計というふうに大きく分けると分かれて、その特別会計の中でも公営事業会計と公営企業会計と分かります。公営企業会計というのは、公営企業法で適用される会計ということであります。先ほど独立採算というお話がありましたけど、独立採算制という性質から、そういった公営企業会計の人件費はそちらの会計、それから公営事業会計というのは、一般会計で設けてもいいし特別会計でも設けていいよという国のほうの指導がありましたので、そういった公営事業会計の部分については一般会計で人件費を計上しているということであります。

以上です。

○議長（浅井武光君） 8番、中根君。

○8番（中根久治君） 何となく水の流れと金の流れがわかってきたような気がしますので、最後に部長のほうからまとめていただいて終わりたいと思います。お願いします。

○議長（浅井武光君） 環境経済部長。

○環境経済部長（伊澤正美君） まとめてと言われても大変困りますが、というわけで、独立採算の水道事業におきまして、この児童手当につきましては支給補助金ということで50万を予算で繰り入れていただきまして、中の職員の該当するものに払っているものであります。これにつきましては実績に基づいて年度末に繰り入れるということになっておりますので、丸々入るというわけではございませんのでよろしく申し上げます。

○議長（浅井武光君） 8番、中根久治君の質疑は終わりました。

以上で、第25号議案の質疑を打ち切ります。

これをもって、質疑を終結いたします。

ここで、委員会付託についてお諮りをいたします。

ただいま一括議題となっております第2号議案から第10号議案までの9件は、会議規則第39条の規定により、お手元に印刷配付の議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託をいたします。

常任委員会委員長は、ただいま付託しました議案の審議結果を来る3月24日までに取りまとめ、3月27日の本会議で報告をお願いいたします。

委員会の会議場は、お手元に印刷配付のとおりですから、よろしくお祈りをいたします。

○議長（浅井武光君） 日程第3、予算特別委員会の設置についてお諮りをいたします。

ただいま議題となっております第17号議案から第25号議案までの9件は、内容も非常に多岐にわたりますので、慎重審議を期するため、予算特別委員会を設置します。これに付託し、委員会の定数は議長を除く15名といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者多数）

○議長（浅井武光君） 異議なしと認めます。

よって、第17号議案から第25号議案までの9件は、議員15名を予算特別委員会委員に選任し、付託することに決定をいたしました。

ただいま設置されました予算特別委員会は、委員会条例第9条の規定により、委員長の互選をお願いします。

委員長の互選は、3月13日、月曜日、午前9時より議場においてお願いをいたします。

なお、委員長の互選に関する職務は、委員会条例第9条第2項の規定により、年長議員であります11番池田久男君にお願いいたします。審査結果は、3月24日までに取りまとめ、来る3月27日の本会議で報告をお願いいたします。

以上をもって、本日の日程は終わりました。

本日は、これにて散会といたします。

ここで、皆様方をお願いを申し上げます。

3月11日の東日本大震災から6周年を迎えます。

ただいまから、震災による犠牲者になられた方々の哀悼の意をあらわし、議場において1分間の黙禱をささげます。御協力をお願いいたします。皆様、御起立をお願いいたします。

（全員起立）

○議長（浅井武光君） それでは、黙禱。

（黙禱）

○議長（浅井武光君） 黙禱を終わります。御協力ありがとうございました。

本日は、長時間にわたり御苦労さまでした。

これにて散会といたします。ありがとうございました。

散会 午後 2時45分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する

平成29年3月10日

議 長

議 員

議 員